

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

熊本県及び関係市町における人口・世帯数の推移は、表3-47及び図3-38に示すとおりである。

人口は緩やかな減少傾向にあるが、世帯数は横ばいとなっている。

表 3-47 人口・世帯数の推移

年		R3	R4	R5	R6	R7	
熊本県		人口（人）	1,727,902	1,717,766	1,707,747	1,696,144	1,683,115
		世帯数（世帯）	723,607	730,203	736,914	743,299	748,231
関係市町	長洲町	人口（人）	15,141	14,926	14,940	14,708	14,499
		世帯数（世帯）	6,385	6,400	6,587	6,557	6,553
	荒尾市	人口（人）	50,124	49,528	48,821	48,294	47,599
		世帯数（世帯）	20,624	20,606	20,561	20,649	20,568
	玉名市	人口（人）	63,647	62,919	62,376	61,464	60,535
		世帯数（世帯）	25,364	25,508	25,738	25,792	25,812

注1) 各年10月1日現在の値を示す。

出典：「熊本県の人口と世帯数（年報）（令和3年～令和7年）」（令和5～7年、熊本県企画振興部統計調査課）

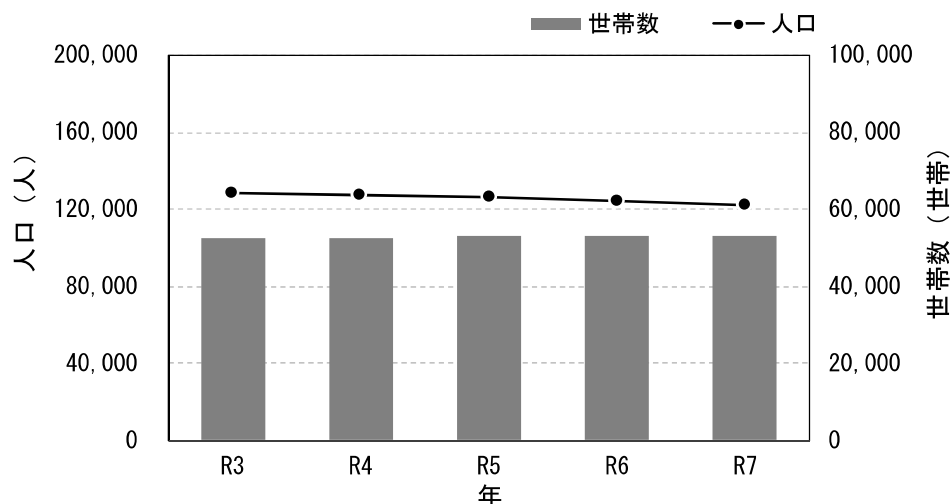


図 3-38 人口・世帯数の推移

注1) 人口及び世帯数の値は関係市町の合計値。

注2) 各年10月1日現在の値を示す。

出典：「熊本県の人口と世帯数（年報）（令和3年～令和7年）」（令和5～7年、熊本県企画振興部統計調査課）

(2) 産業の状況

1) 産業構造

熊本県及び関係市町における産業別就業者数は、表3-48に示すとおりである。

産業別就業者数は、各市町とも第3次産業の就業者数が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業の順になっている。

表 3-48 産業別就業者数（令和 2 年度）

単位：人

分類	熊本県	関係市町		
		長洲町	荒尾市	玉名市
第 1 次産業	71,768	391	851	5,230
農業	65,575	348	795	5,041
林業	2,398	2	1	8
漁業	3,795	41	55	181
第 2 次産業	169,965	2,873	5,985	7,746
鉱業・採石業・砂利採取業	330	4	9	25
建設業	66,649	595	1,876	2,176
製造業	102,986	2,274	4,100	5,545
第 3 次作業	560,851	4,052	14,744	18,021
電気・ガス・熱供給・水道業	3,232	37	130	120
情報通信業	9,908	33	116	171
運輸・郵便業	31,966	275	898	1,052
卸売・小売業	120,546	868	2,963	3,746
金融・保険業	15,288	83	285	431
不動産・物品賃貸業	12,585	59	219	251
学術研究、専門・技術サービス業	20,488	104	286	496
宿泊・飲食サービス業	42,226	258	1,069	1,242
生活関連サービス・娯楽業	28,641	252	986	1,056
教育、学習支援業	39,550	225	832	1,519
医療、福祉	141,943	1,199	4,920	5,000
複合サービス事業	10,095	70	192	456
サービス業（他に分類されないもの）	47,687	366	1,210	1,421
公務（他に分類されるものを除く）	36,696	223	638	1,060
分類不能の産業	16,675	30	277	135
合計	819,259	7,346	21,857	31,132

出典：「令和 6 年（2024 年）統計年鑑」（令和 7 年 11 月、熊本県企画振興部統計調査課）

2) 農業

熊本県及び関係市町における農家数は表3-49に、経営耕地のある経営体数及び経営耕地面積は表3-50に示すとおりである。

農家数は長洲町で225戸、荒尾市で414戸、玉名市で2,555戸であり、耕地面積は長洲町で440.42ha、荒尾市で596.14ha、玉名市で5,278.34haとなっている。

表 3-49 専兼業別農家数（販売農家）（平成 27 年度）

単位：戸

自治体名		合計	専業農家	兼業農家		
				合計	第 1 種	第 2 種
熊本県		40,103	16,927	23,176	6,277	16,899
関係市町	長洲町	225	106	119	19	100
	荒尾市	414	203	211	56	155
	玉名市	2,555	1,207	1,348	398	950

出典：「令和 2 年（2020 年）統計年鑑」（令和 3 年 3 月、熊本県企画振興部統計調査課）

表 3-50 経営耕地のある経営体数及び経営耕地面積（令和 2 年度）

自治体名		計		田		畑（樹園地を除く）		樹園地	
		実経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)
熊本県		33,087	77,669.79	27,799	52,149.23	14,391	17,425.11	7,916	8,095.45
関係市町	長洲町	183	440.42	175	407.62	51	24.74	8	8.06
	荒尾市	339	596.14	219	369.64	142	77.87	159	148.63
	玉名市	2,143	5,278.34	1,772	3,883.16	513	409.79	568	985.39

出典：「令和 6 年（2024 年）統計年鑑」（令和 7 年 11 月、熊本県企画振興部統計調査課）

3) 漁業

(a) 経営体数

熊本県及び関係市町における漁業経営体数は表3-51に、経営体階層別経営体数は表3-52に示すとおりである。

漁業種類別経営体数は、長洲町及び荒尾市で採貝・採藻が、玉名市で海面養殖業が多くなっている。また、経営体階層別経営体数は、長洲町及び荒尾市で漁船非使用が、玉名市で海面養殖（のり養殖）が多くなっている。

表 3-51 主とする漁業種類別経営体数（平成 30 年度）

単位：経営体

項目	熊本県	関係市町		
		長洲町	荒尾市	玉名市
総数	2,829	35	105	118
底引き網	82	—	—	—
船びき網	77	—	—	—
まき網	12	—	—	—
刺網	351	7	1	17
大型定置網	2	—	0	0
小型定置網	70	1	—	0
はえ縄	135	—	—	—
いか釣	23	—	—	—
その他釣	670	1	1	17
採貝・採藻	471	21	84	5
その他の漁業	434	1	1	29
海面養殖業	502	4	18	49

注 1) 表中の「—」は事実のないものを示す。

出典：「令和 6 年（2024 年）統計年鑑」（令和 7 年 11 月、熊本県企画振興部統計調査課）

表 3-52 経営体階層別経営体数（平成 30 年度）

単位：経営体

項目		熊本県	関係市町			
			長洲町	荒尾市	玉名市	
総計		2, 829	35	105	118	
漁船非使用		230	13	76	9	
漁船使用	無動力		1	—	—	
	船外機付		432	—	4	28
	動力船	1T 未満	68	2	—	1
		1～3T	573	5	—	11
		3～5T	653	7	7	16
		5～10T	199	2	—	3
		10～30T	93	1	—	—
		30～100T	6	—	—	—
		100T 以上	—	—	—	—
定置網		72	1	—	1	
地引き網		…	…	…	…	
海面養殖	ぶり類養殖	13	—	—	—	
	まだい養殖	28	—	—	—	
	かき養殖	8	—	—	—	
	わかめ養殖	25	—	—	—	
	のり養殖	336	4	18	48	
	真珠養殖	15	—	—	—	
	その他	77	—	—	1	

注 1) 表中の「—」は事実のないもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す。

出典：「令和 6 年（2024 年）統計年鑑」（令和 7 年 11 月、熊本県企画振興部統計調査課）

(b) 漁獲量

熊本県及び関係市町における魚種別漁獲量は、表3-53に示すとおりである。

漁獲量は長洲町で73t、荒尾市で195t、玉名市で118tとなっており、魚種別漁獲量は長洲町と荒尾市ではあさり類、玉名市ではかれい類が多くなっている。

表 3-53(1) 魚種別漁獲量（平成 30 年度）

単位：t

項目		熊本県	関係市町		
			長洲町	荒尾市	玉名市
漁獲量合計		17,831	73	195	118
魚類	計	14,967	25	7	76
	まぐろ類	10	—	—	—
	かじき類	4	—	—	—
	かつお類	337	—	—	—
	さめ類	7	0	—	—
	さけ・ます類	0	—	—	—
	このしろ	838	—	—	1
	にしん	0	—	—	—
	いわし類	7,956	—	—	—
	あじ類	387	—	—	—
	さば類	349	—	—	—
	さんま	0	—	—	—
	ぶり類	387	—	—	—
	ひらめ・ かれい類	計	5	1	21
		ひらめ	1	0	4
		かれい類	4	1	16
	たら類	0	—	—	—
	ほっけ	0	—	—	—
	きちじ	0	—	—	—
	はたはた	0	—	—	—
	にぎす類	0	—	—	—
	あなご類	3	—	—	—
	たちうお	496	—	—	—
	たい類	計	4	1	13
		まだい	2	0	8
		ちだい・きだい	—	—	—
		くろだい・へだい	2	0	5
	いさき	86	—	—	—
	さわら類	117	—	—	—
	すずき類	142	2	1	8
	いかなご	0	—	—	—
	あまだい類	4	—	—	—
	ふぐ類	64	1	0	x
	その他の魚類	2,650	11	5	x

注 1) 表中の「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

出典：「海面漁業生産統計調査 市町村データ（平成 30 年）」（令和 2 年 3 月、農林水産省）

表 3-53(2) 魚種別漁獲量（平成 30 年度）

単位：t

項目		熊本県	関係市町		
			長洲町	荒尾市	玉名市
えび類	計	83	x	x	7
	いせえび	7	—	—	—
	くるまえび	19	x	x	1
	その他のえび類	55	x	x	6
かに類	計	86	x	x	16
	ずわいがに	0	—	—	—
	べにずわいがに	0	—	—	—
	がざみ類	79	x	x	9
	その他のかに類	9	0	0	8
おきあみ類		0	—	—	—
貝類	計	608	36	182	5
	あわび類	4	—	—	—
	さざえ	2	—	—	—
	あさり類	526	35	172	0
	ほたてがい	0	—	—	—
	その他の貝類	75	1	10	5
いか類	計	235	0	1	6
	するめいか	20	—	—	—
	あかいか	0	—	—	—
	その他のいか類	215	0	1	6
たこ類		517	3	0	3
うに類		162	—	—	—
海産ほ乳類		0	—	—	—
その他の水産動物類		58	—	3	4
海藻類	計	1,101	—	—	—
	こんぶ類	0	—	—	—
	その他の海藻類	1,101	—	—	—

注 1) 表中の「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

出典：「海面漁業生産統計調査 市町村データ（平成 30 年）」（令和 2 年 3 月、農林水産省）

4) 製造業

熊本県及び関係市町における製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、表3-54に示すとおりである。

事業所数は長洲町で44事業所、荒尾市で55事業所、玉名市で75事業所となっている。

表 3-54 事業所数、従業者数、製造品出荷額等（令和 6 年度）

自治体名		事業所数			従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
		計	内従業者			
			30 人～299 人	300 人以上		
熊本県		2, 235	499	47	93, 807	348, 626, 472
関係市町	長洲町	44	10	3	3, 276	14, 924, 796
	荒尾市	55	15	1	2, 025	5, 311, 953
	玉名市	75	15	1	2, 573	5, 762, 218

出典：「2024 年経済構造実態調査 製造業事業所調査（地域別統計表データ）」（令和 7 年 8 月、経済産業省）

5) 商業

熊本県及び関係市町における商店数、従業者数、売場面積及び年間商品販売額は、表3-55に示すとおりである。

商店数は長洲町で110店、荒尾市で377店、玉名市で600店となっている。

表 3-55 商店数、従業者数、売り場面積及び年間商品販売額（令和 3 年度）

自治体名		商店数（店）			従業者数 (人)	売場面積 (m ²)	年間商品販売額 (百万円)
		合計	卸売業	小売業			
熊本県		16,059	3,564	12,495	122,004	2,203,312	4,157,893
関係市町	長洲町	110	21	89	590	11,505	11,662
	荒尾市	377	59	318	2,742	64,749	57,411
	玉名市	600	106	494	3,839	85,019	92,409

出典：「令和 6 年（2024 年）統計年鑑」（令和 7 年 11 月、熊本県企画振興部統計調査課）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用状況

熊本県及び関係市町における地目別土地面積は、表3-56に示すとおりである。

地目別土地面積は、長洲町及び玉名市では田が、荒尾市では畑の占める割合が高くなっている。

表 3-56 地目別土地面積（令和 4 年度）

単位：上段 ha、下段％

自治体名	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
熊本県	394,595.3	68,604.0	56,099.6	34,025.7	0.4	344.6	202,793.1	474.9	19,979.2	12,100.1
	(100)	(17.4)	(14.2)	(8.6)	(0)	(0.1)	(51.4)	(0.1)	(5.1)	(3.1)
関係市町	長洲町	1,503.2	579.0	202.9	573.4	0.0	8.6	75.4	0.0	2.2
		(100)	(38.5)	(13.5)	(38.1)	(0)	(0.6)	(5)	(0)	(0.1)
	荒尾市	4,449.8	706.6	1,013.8	1,001.6	0.0	10.6	872.5	0.0	286.5
		(100)	(15.9)	(22.8)	(22.5)	(0)	(0.2)	(19.6)	(0)	(6.4)
	玉名市	11,513.4	4,300.9	2,766.8	1,551.2	0.0	8.9	2,323.9	3.5	110.4
		(100)	(37.4)	(24)	(13.5)	(0)	(0.1)	(20.2)	(0.03)	(1)

注 1) 上段：民有地面積、下段：総数に対する各地目の構成比

注 2) 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

出典：「令和 6 年（2024 年）統計年鑑」（令和 7 年 11 月、熊本県企画振興部統計調査課）

(2) 用途地域の指定状況

熊本県及び関係市町における都市計画区域等の指定状況は表3-57に、用途地域の指定状況は図3-39に示すとおりである。

長洲町では665.0haで、荒尾市では1,686.0haで、玉名市では854.0haで用途地域が指定されている。

なお、対象事業実施区域に隣接する陸域は工業専用地域に指定されているが、対象事業実施区域は海域に位置するため、用途地域は指定されていない。

表 3-57 都市計画区域等の指定状況（令和 7 年）

単位：ha

分類		熊本県	関係市町		
			長洲町	荒尾市	玉名市
都市計画区域		147,403.0	1,944.0	5,737.0	10,561.0
市街化区域		12,695.9	—	—	—
市街化調整区域		40,032.8	—	—	—
用途地域	合計	23,641.2	665.0	1,686.0	854.0
	第1種低層住居専用地域	2,496.8	59.0	231.0	145.0
	第2種低層住居専用地域	776.1	—	178.0	10.0
	第1種中高層住居専用地域	4,965.7	3.0	217.0	142.0
	第2種中高層住居専用地域	3,417.2	—	82.0	74.0
	第1種住居地域	3,486.2	166.0	304.0	246.0
	第2種住居地域	1,351.2	—	108.0	—
	準住居地域	551.5	—	8.0	24.0
	田園住居地域	—	—	—	—
	近隣商業地域	1,128.1	12.0	89.0	19.0
	商業地域	885.5	26.0	64.0	85.0
	準工業地域	2,106.1	68.0	50.0	69.0
	工業地域	1,227.8	50.0	162.0	40.0
	工業専用地域	1,249.0	281.0	193.0	0.0

出典：「令和 7 年都市計画現況調査」（令和 7 年 3 月、国土交通省都市局都市計画課）

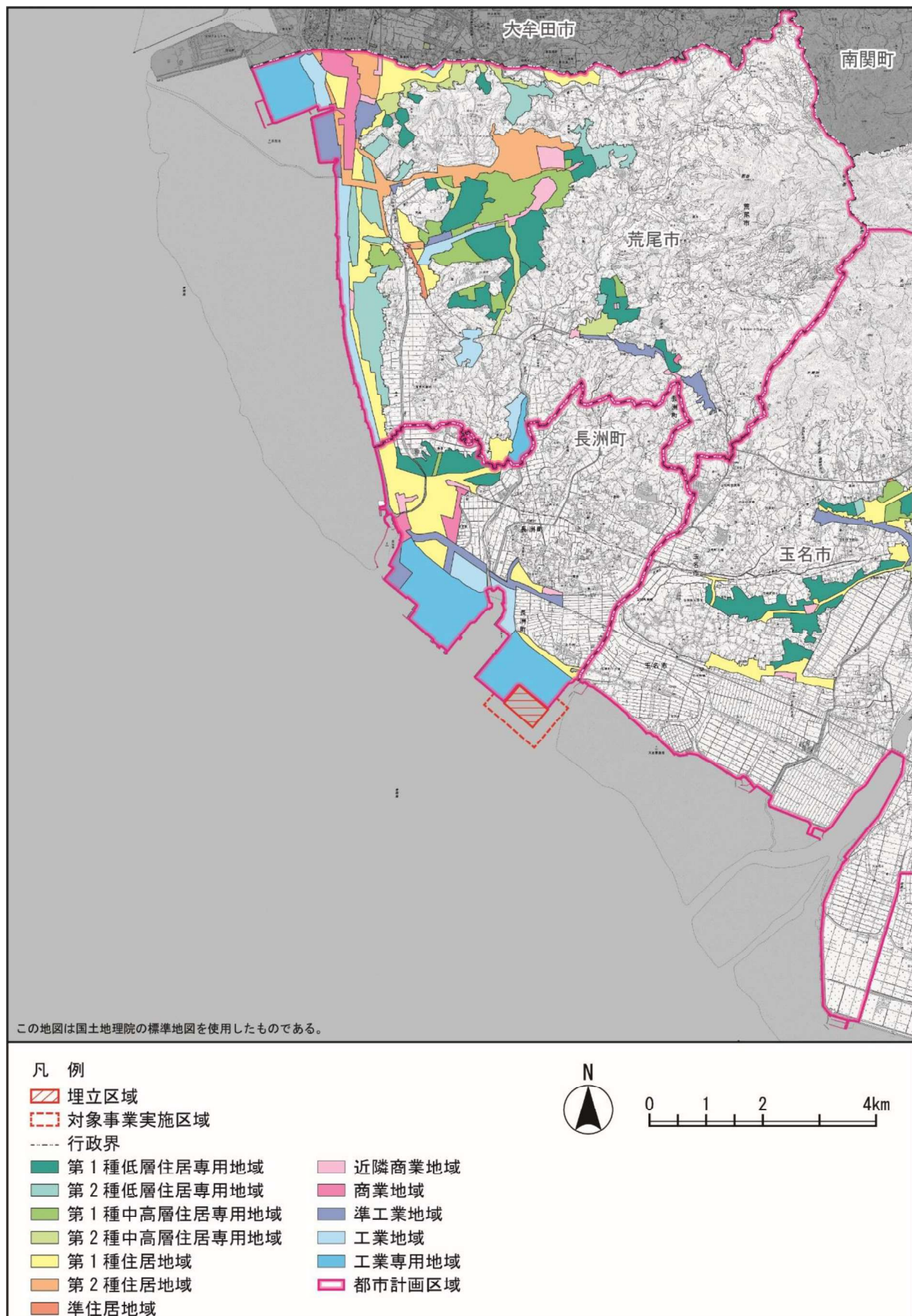


図 3-39 対象事業実施区域及びその周囲における用途地域の指定状況図

出典：「熊本県都市計画総括図」（令和2年2月、熊本県土木部都市計画課）

(3) 土地利用計画の状況

対象事業実施区域及びその周囲における土地利用基本計画は、図3-40に示すとおりである。

対象事業実施区域に接する工業団地は、土地利用基本計画図における「その他の用途地域」に指定されている。



図 3-40 対象事業実施区域及びその周囲における土地利用基本計画図

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省ホームページ）

3.2.3 地歴の状況（土地利用の経緯）

対象事業実施区域及びその周囲における地歴の状況は、図3-41に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の状況を各年代で比較すると、昭和37年頃は海域であった箇所が昭和50年頃には埋め立てられ、工業団地が造成されている。

なお、造成された工業団地では、企業の工場や廃棄物処理施設（クリーンパークファイブ）の立地が進み、土地利用の変化がみられる。

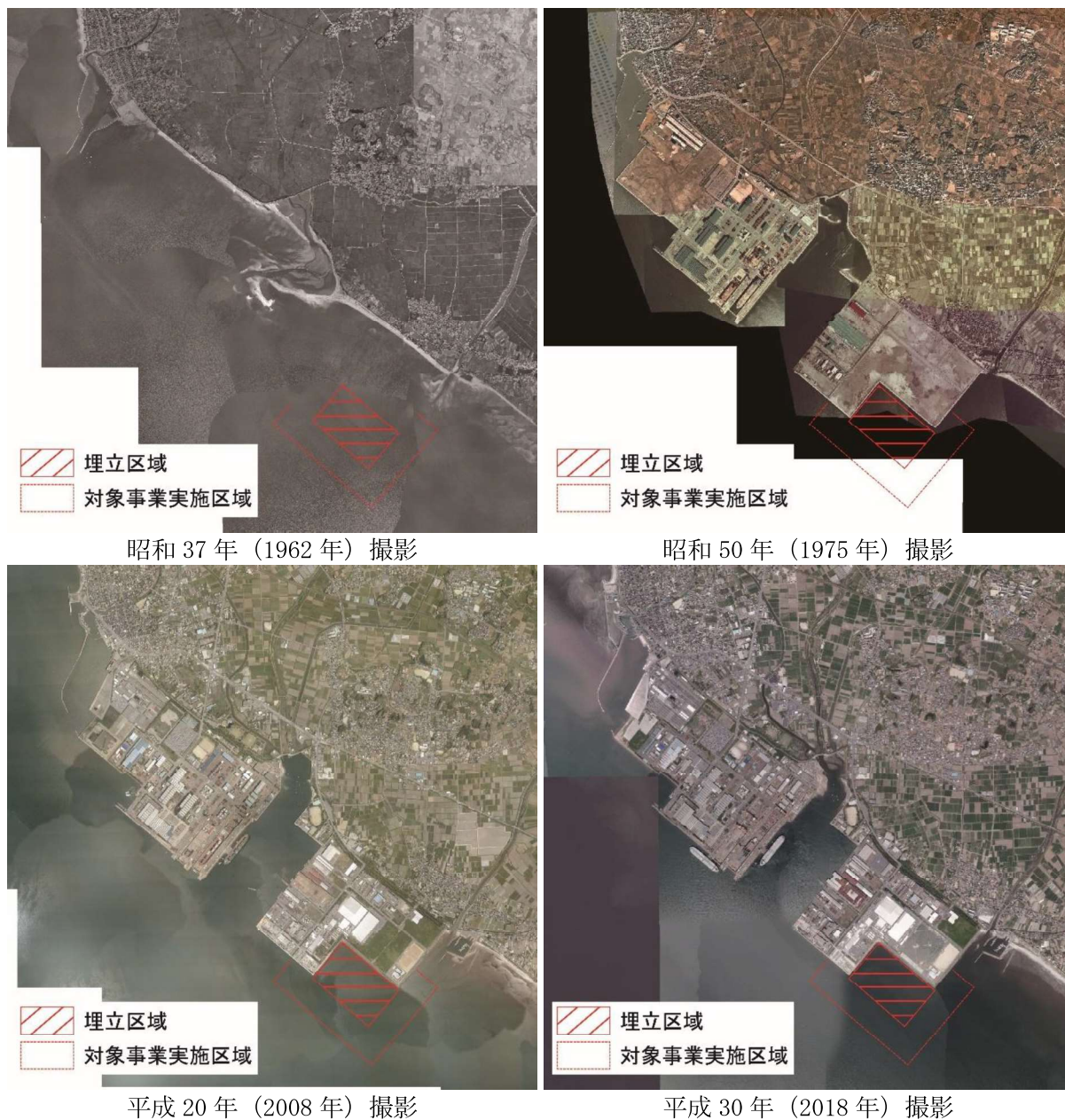


図 3-41 対象事業実施区域及びその周囲における地歴の状況

出典：「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院ホームページ）

「(C) NTT インフラネット, DigitalGlobe Inc.」

3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 港湾区域等の状況

対象事業実施区域及びその周囲における港湾区域等の指定状況は、図3-42に示すとおりである。

対象事業実施区域の一部は、長洲港湾区域及び新川漁港区域に位置している。

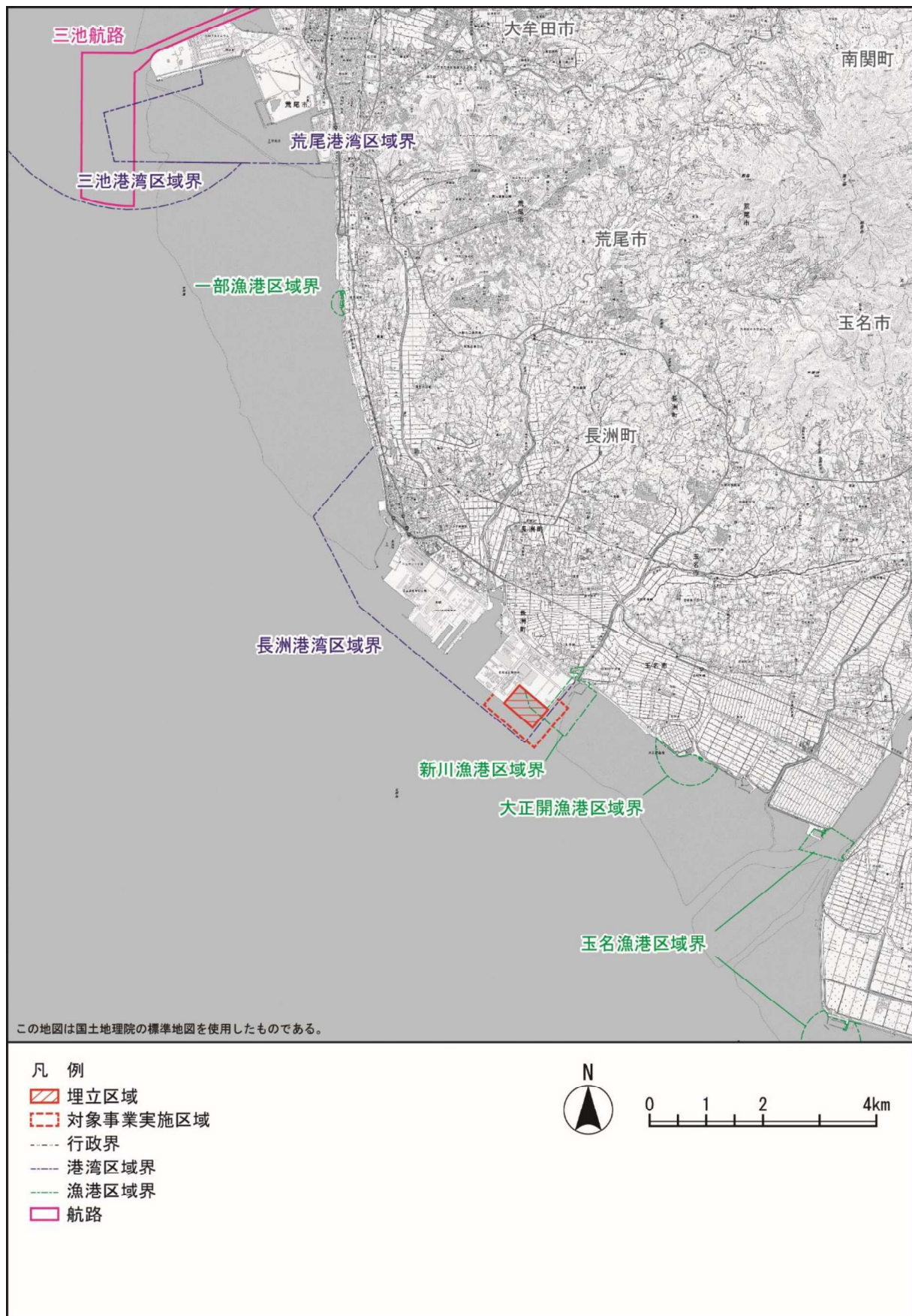


図 3-42 対象事業実施区域及びその周囲における港湾区域等の指定状況図

出典：「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁ホームページ）

熊本県北広域本部玉名地域振興局資料

(2) 漁業権等の設定状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁業権の設定状況は、表3-58及び図3-43に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺海域には、共同漁業権及び区画漁業権が設定されており、対象事業実施区域の一部が共同漁業権の有共第4号及び区画漁業権の有区第4号に位置している。

また、対象事業実施区域及びその周囲におけるのり漁場範囲は図3-44に示すとおりであり、対象事業実施区域の周辺でのり養殖が行われている。

表 3-58 漁業権

区分	免許番号	漁業種類	免許有効期間
共同漁業権	有共第1号	第一種共同漁業権	2023年9月1日 ～ 2033年8月31日
		第二種共同漁業権	
	有共第2号	第一種共同漁業権	
		第二種共同漁業権	
		第三種共同漁業権	
	有共第3号	第一種共同漁業権	
		第二種共同漁業権	
		第三種共同漁業権	
	有共第4号	第一種共同漁業権	
		第三種共同漁業権	
	有共第5号	第一種共同漁業権	
		第二種共同漁業権	
	有共第6号	第一種共同漁業権	
		第二種共同漁業権	
	有共第7号	第一種共同漁業権	
		第二種共同漁業権	
	有共第8号	第一種共同漁業権	
		第二種共同漁業権	
	有共第21号	第一種共同漁業権	
		第二種共同漁業権	
	南共第79号	第一種共同漁業権	
		第二種共同漁業権	
区画漁業権	有区第1号	第一種区画漁業	2023年9月1日 ～ 2028年8月31日
	有区第2号	第一種区画漁業	
	有区第3号	第一種区画漁業	
	有区第4号	第一種区画漁業	
	有区第5号	第一種区画漁業	
	有区第6号	第一種区画漁業	
	有区第7号	第一種区画漁業	
	有区第42号	第一種区画漁業	
	有区第43号	第一種区画漁業	
	有区第44号	第一種区画漁業	
	有区第81号	第一種区画漁業	
	有区第82号	第一種区画漁業	

出典：「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁ホームページ）

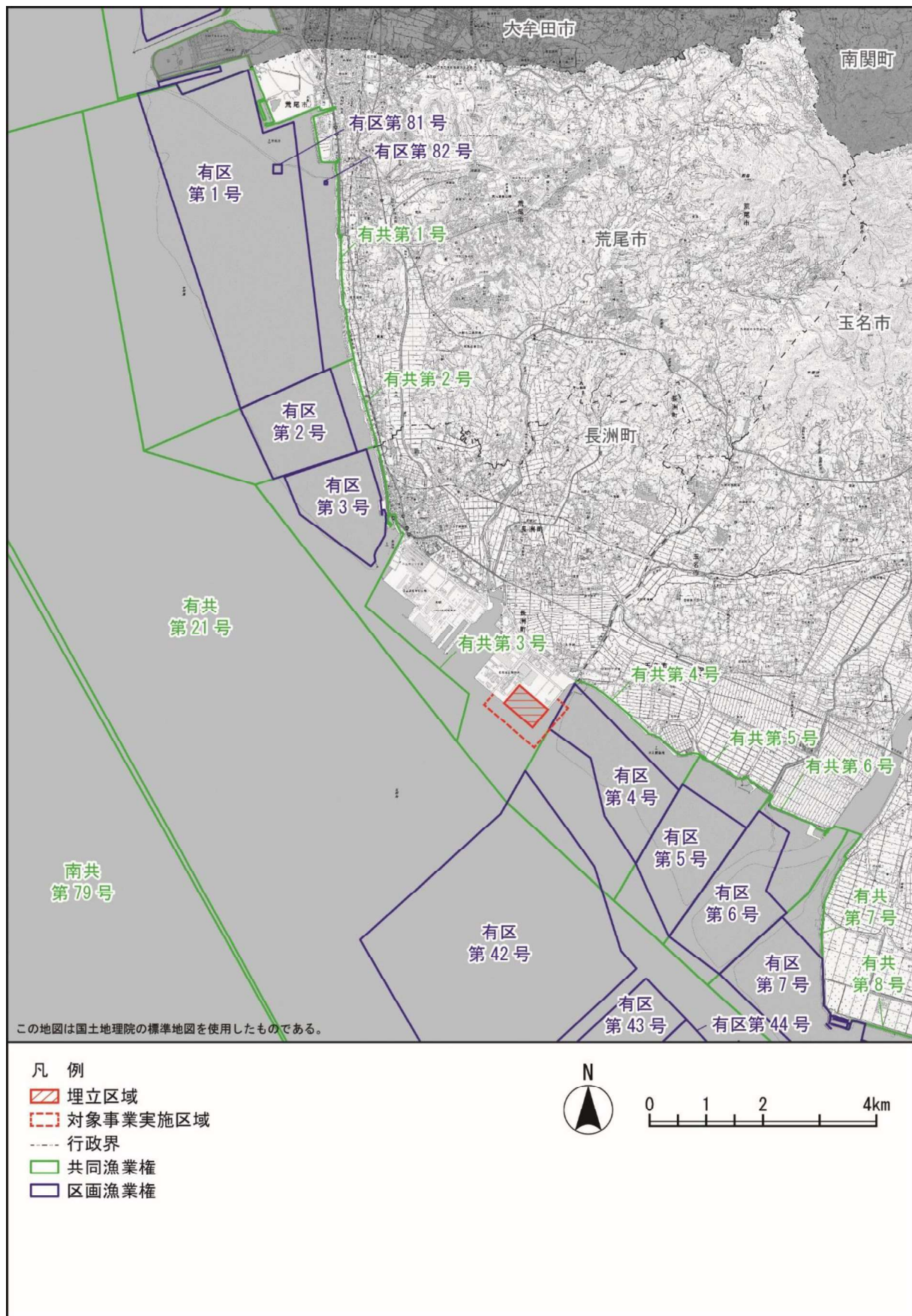


図 3-43 対象事業実施区域及びその周囲における漁業権の設定状況図

出典：「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁ホームページ）



図 3-44 対象事業実施区域及びその周囲におけるのり漁場範囲図

出典：「国土地理院（電子国土 Web）」（国土地理院ホームページ）

(3) 地下水の利用状況

熊本県及び関係市町における用途別地下水採取量は、表3-59に示すとおりである。

地下水採取量は、長洲町で2,547,196m³、荒尾市で5,672,388m³、玉名市で9,149,795m³となっている。

表 3-59 用途別地下水採取量（令和4年度）

用途		熊本県	関係市町		
			長洲町	荒尾市	玉名市
農業	井戸数（本）	3,174	39	95	351
	採取量（m ³ ）	44,556,075	215,172	1,076,777	1,023,087
水産養殖	井戸数（本）	130	19	2	6
	採取量（m ³ ）	2,815,650	262,288	0	9,174
工業	井戸数（本）	631	4	30	31
	採取量（m ³ ）	45,603,058	23,540	893,259	1,216,313
建築物	井戸数（本）	1,275	2	30	44
	採取量（m ³ ）	17,100,077	48,430	597,005	588,835
水道	井戸数（本）	569	11	37	38
	採取量（m ³ ）	143,968,499	1,918,926	3,072,593	6,240,655
家庭その他	井戸数（本）	320	1	47	16
	採取量（m ³ ）	3,833,068	78,840	32,754	71,731
合計	井戸数（本）	6,099	76	241	486
	採取量（m ³ ）	257,876,427	2,547,196	5,672,388	9,149,795

出典：「令和5年度地下水採取量用途別集計（指定地域別）」（熊本県ホームページ）

3.2.5 交通の状況

(1) 道路の状況

1) 交通網

対象事業実施区域及びその周囲における主要道路網は、図3-45に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、主要道路として一般国道208号、389号、501号、主要地方道大牟田植木線、荒尾南関線、荒尾長洲線等がある。

2) 交通量

対象事業実施区域及びその周囲における自動車交通量は表3-60に、交通量調査区間は図3-45に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の自動車交通量は、1,388～19,151台/日となっている。

表 3-60 自動車交通量（令和3年度）

道路 種別	路線 番号	路線名	交通量調査 単位区間番号	昼間 12 時間 自動車類交通量			24 時間 自動車類交通量			昼夜率
				小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	
一般国道	208	一般国道 208 号	10645	9,751	964	10,715	11,843	1,122	12,965	1.21
			10650	14,332	1,287	15,619	17,640	1,511	19,151	1.23
			10655	12,536	1,592	14,128	15,775	1,899	17,674	1.25
			10660	10,847	1,328	12,175	13,399	1,595	14,994	1.23
			10670	11,146	624	11,770	13,775	724	14,499	1.23
			10675	12,392	476	12,868	15,883	588	16,471	1.28
	389	一般国道 389 号	12910	11,014	2,423	13,437	13,569	3,054	16,623	1.24
			12920	データなし（推定不能）						
			12930	7,000	1,334	8,334	8,676	1,658	10,334	1.24
			13010	データなし（推定不能）						
	501	一般国道 501 号	13380	8,754	2,053	10,807	11,018	2,491	13,509	1.25
			13390	8,754	2,053	10,807	11,018	2,491	13,509	1.25
			13400	8,889	1,441	10,330	11,059	1,854	12,913	1.25
主要地方道	3	大牟田植木線	40030	3,712	409	4,121	4,496	532	5,028	1.22
	29	荒尾南関線	40730	2,881	101	2,982	3,426	182	3,608	1.21
			40740	データなし（推定不能）						
			40750	2,881	101	2,982	3,426	182	3,608	1.21
			40760	2,881	101	2,982	3,426	182	3,608	1.21
			40790	2,843	185	3,028	3,398	266	3,664	1.21
	46	荒尾長洲線	41370	5,558	361	5,919	6,749	591	7,340	1.24
		荒尾長洲線（新道）	41380	データなし（推定不能）						
		荒尾長洲線	41390	5,168	452	5,620	6,226	630	6,856	1.22
			41400	5,260	516	5,776	6,421	741	7,162	1.24
一般都道府県道	112	長洲玉名線	60110	6,165	285	6,450	7,423	511	7,934	1.23
			60120	3,633	179	3,812	4,360	291	4,651	1.22
	113	玉名植木線	60130	3,540	242	3,782	4,260	354	4,614	1.22
	124	金山櫟野線	60180	3,065	299	3,364	3,678	392	4,070	1.21
	126	大牟田荒尾線	60200	7,268	359	7,627	8,433	384	8,817	1.16
	168	大野下停車場西照寺線	60810	3,450	321	3,771	4,168	433	4,601	1.22
	169	大野下停車場線	60820	1,144	42	1,186	1,322	66	1,388	1.17
	314	平山荒尾線	62490	データなし（推定不能）						
			62500	6,096	494	6,590	7,380	726	8,106	1.23
			62510	6,096	494	6,590	7,380	726	8,106	1.23
	327	大浜小天線	62740	1,431	44	1,475	1,663	78	1,741	1.18
	347	寺田岱明線	63070	11,543	695	12,238	14,110	1,188	15,298	1.25

注 1) 表中の交通量調査単位区間番号は図 3-45 に対応している。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」（令和5年6月、国土交通省）

(2) 鉄道の状況

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道網は、図3-45に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道路線としては、九州新幹線及びJR鹿児島本線がある。



図 3-45 対象事業実施区域及びその周囲における主要交通網及び交通量調査区間の位置図

注 1) 図中の番号は表 3-60 に対応している。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査」（令和 5 年 6 月、国土交通省）

(3) 船舶の状況

1) 一般船舶

対象事業実施区域及びその周囲における主な港湾としては、地方港湾である長洲港がある。

長洲港における入港船舶隻数及び総トン数は表3-61に、平成30年から令和4年における経年変化は図3-46に示すとおりである。

長洲港の入港船舶隻数及び総トン数は減少傾向となっている。

表 3-61 長洲港の入港船舶隻数及び総トン数（令和 4 年）

項目		合計	外航商船		内航商船		自動車 航送船	漁船	避難船	その他
			500GT 以上	5GT 以上～ 500GT 未満	500GT 以上	5GT 以上～ 500GT 未満				
長洲港	入港船舶隻数（隻）	5,836	—	—	—	2	5,834	—	—	—
	総トン数（トン）	4,474,827	—	—	—	398	4,474,429	—	—	—

出典：「港湾調査結果」（令和 5 年 12 月、国土交通省総合政策局情報政策課）

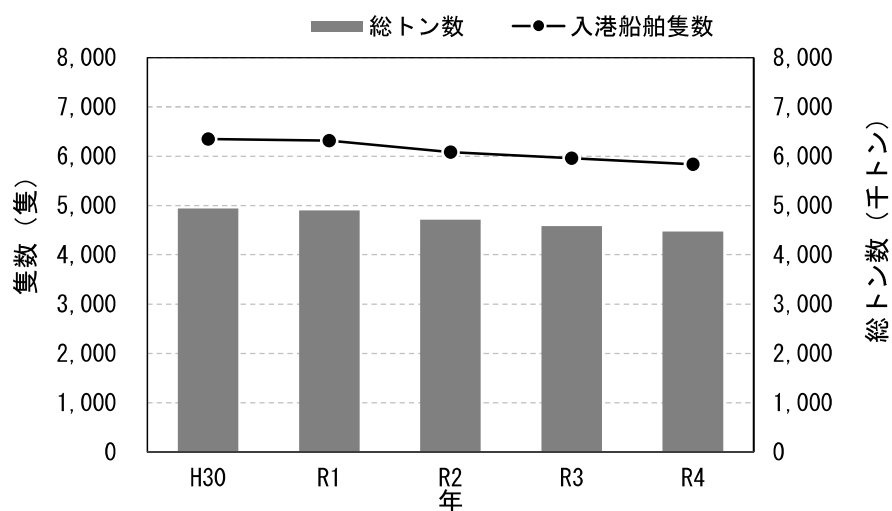


図 3-46 長洲港の入港船舶隻数及び総トン数の経年変化

出典：「港湾調査結果」（令和元年～令和 5 年、国土交通省総合政策局情報政策課）

2) 定期航路

対象事業実施区域及びその周囲における国内旅客船の定期航路は表3-62及び図3-48に、船舶乗降人員の推移は図3-47に示すとおりである。

長洲港から長崎県雲仙市に位置する多比良港への定期航路が開設されている。

また、長洲港における船舶乗降人員数は令和2年には前年と比較して大きく減少したものの、令和4年は増加している。

表 3-62 長洲港の国内旅客船の定期航路（令和 7 年度）

航路	フェリー名	頻度	運航期間
長洲港 ～ 多比良港	有明フェリー	ダイヤ A：19 便/日	4 月 1 日～4 月 6 日、4 月 28 日～5 月 31 日 8 月 1 日～8 月 24 日、10 月 1 日～11 月 30 日 12 月 28 日～1 月 4 日、3 月 20 日～3 月 31 日
		ダイヤ B：16 便/日	4 月 7 日～4 月 27 日、6 月 1 日～7 月 31 日、 8 月 25 日～9 月 30 日、12 月 1 日～12 月 27 日 1 月 5 日～3 月 19 日

出典：「令和 7 年度運行ダイヤ（予定）」（有明海自動車航送船組合ホームページ）

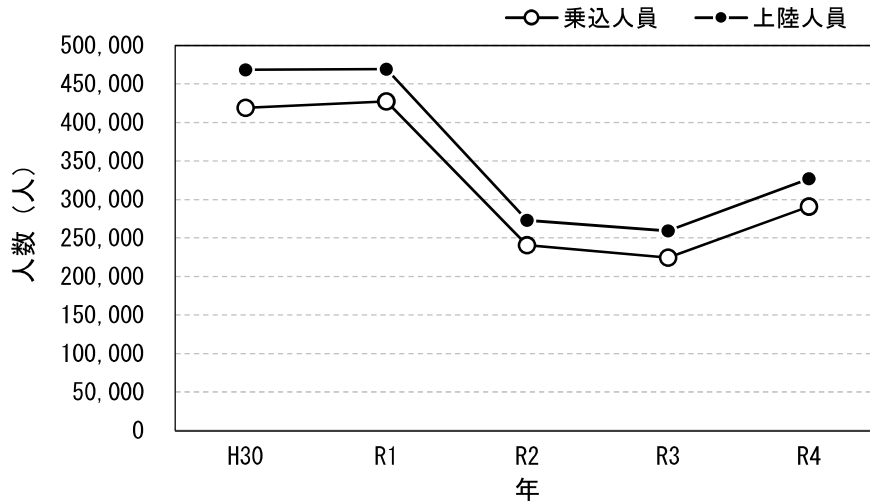


図 3-47 長洲港の船舶乗降人員の推移

出典：「港湾調査結果」（令和元年～令和 5 年、国土交通省総合政策局情報政策課）

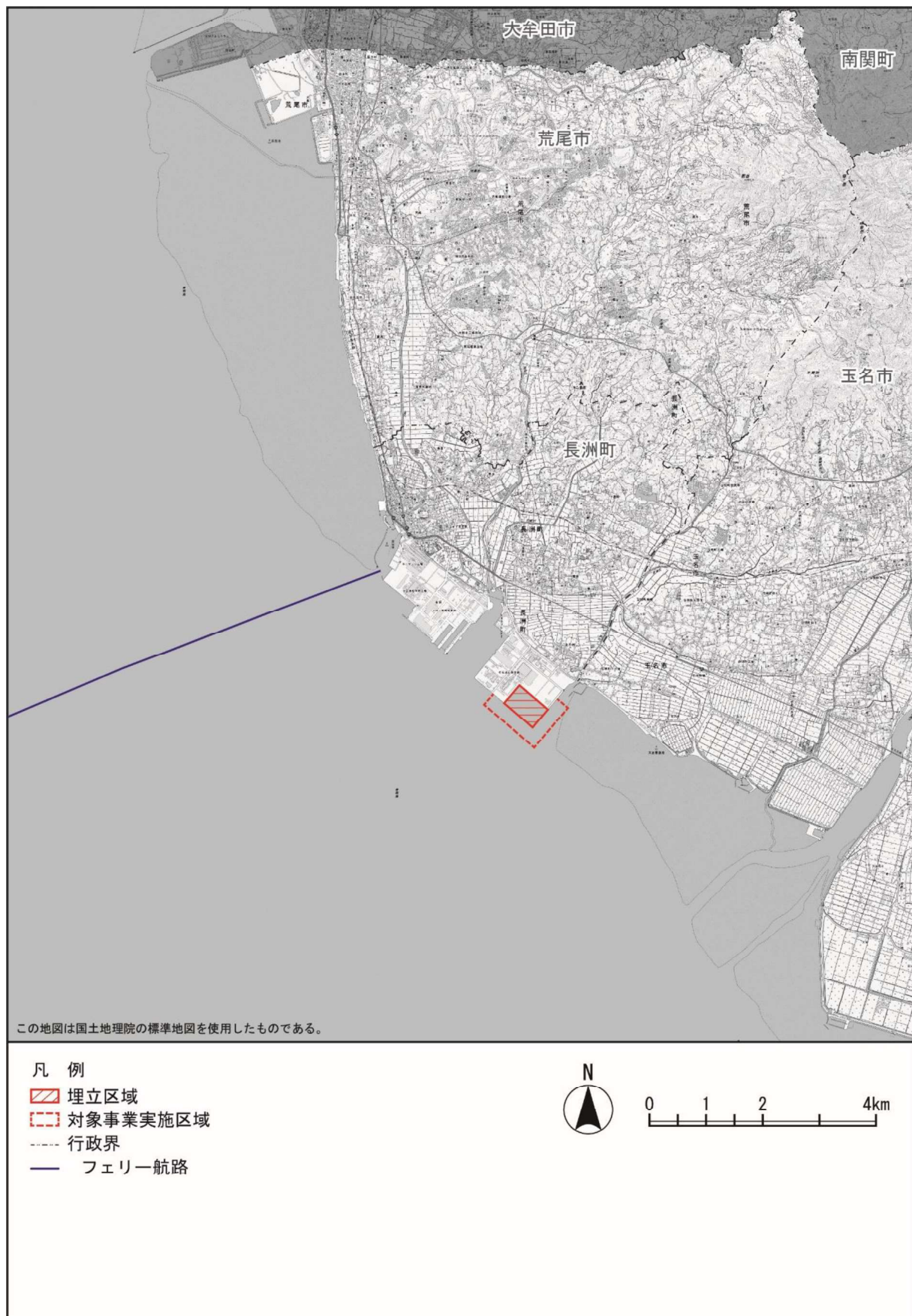


図 3-48 対象事業実施区域及びその周囲における定期航路の位置図

出典：「運航状況」（有明海自動車航送船組合ホームページ）

3) 漁船

対象事業実施区域及びその周囲における海水動力漁船数は、表3-63に示すとおりである。
対象事業実施区域及びその周囲における海水動力漁船数は、61～134隻となっている。

表 3-63 海水動力漁船数（令和 6 年度）

単位：隻

No.	市町名	漁港	種別	漁業協同 組合名	漁港指定 年月日	区域変更 年月日	総数	海水動力漁船数				
								階層（t）				
								0～0.9	1～2.9	3～4.9	5～9	10 以上
1	荒尾市	一部	第 1 種	荒尾	S27. 5. 7	H17. 11. 15	88	23	53	12	—	—
2	長洲町	新川	第 1 種	岱明	S27. 5. 7	R5. 12. 22	83	19	45	15	2	2
3	玉名市	大正開	第 2 種		S27. 5. 7	H25. 9. 17	61	15	32	13	1	—
4		玉名	第 1 種	滑石	S27. 5. 7	H12. 4. 13	134	52	56	24	2	—
5				大浜			131	33	68	27	3	—
6		横島	第 1 種	横島	S29. 7. 12	H17. 9. 2	116	35	54	26	1	—

出典：「漁港一覧」（令和 6 年 4 月、水産庁）
「熊本県の水産（令和 7 年（2025 年）発行版）」（令和 7 年 6 月、熊本県農林水産部農林水産政策課）

3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院等の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院等の施設は表3-64～表3-66に、位置は図3-49～図3-51に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄り施設は、介護老人保健施設幸となっている。

表 3-64 幼稚園・保育所等一覧

No.	名称	住所
1	長洲ひまわり幼稚園	玉名郡長洲町宮野 1000-1
2	長洲こどもの海保育園	玉名郡長洲町大字腹赤 70
3	長洲しおかぜこども園	玉名郡長洲町長洲 607
4	滑石保育園	玉名市滑石 1576-2
5	睦合保育園	玉名市岱明町古閑 307
6	おおとりの丘認定こども園	玉名市岱明町上 60-2
7	岱明幼稚園	玉名市岱明町大野下 266-2
8	鍋保育園	玉名市岱明町鍋 864
9	高道保育園	玉名市岱明町浜田 501
10	大野保育園	玉名市岱明町野口 2321
11	敬愛保育園	玉名市築地 2509
12	でんでん	玉名市築地 841-1
13	荒尾第一幼稚園	荒尾市川登 1823-15
14	小鳩幼稚園	荒尾市一部山浦 2182-266
15	府本幼稚園	荒尾市樺 970
16	荒尾市清里保育園	荒尾市牛水 1622
17	第二四ツ山幼稚園	荒尾市荒尾 2835
18	シオン園保育所	荒尾市荒尾 4110
19	桜山保育園	荒尾市桜山町 2-12-5
20	荒尾四ツ山幼稚園	荒尾市西原町 2-3-34
21	野原保育園	荒尾市川登今寺 53
22	桜山乳児保育園 fiora	荒尾市増永 1800
23	荒尾市中央保育園	荒尾市増永 2299-2
24	荒尾めぐみ幼稚園	荒尾市増永 647-2
25	あけぼの幼稚園	荒尾市増永 962-1
26	なかよし保育園	荒尾市日の出町 11-24
27	本井手みのり保育園	荒尾市本井手 1771-2
28	みやじま幼稚園	荒尾市万田 918-1
29	なかよしの森保育園	荒尾市万田字穴田 167-2
30	カンガルー保育園	荒尾市緑ヶ丘 3-10-5

注 1) 表中の番号は図 3-49 に対応している。

出典：「熊本県内の保育所一覧（R7.4.1 時点）」（令和 7 年 4 月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

「熊本県内の認定こども園一覧（R7.4.1 時点）」（令和 7 年 4 月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

「熊本県内の幼稚園（施設型給付園）一覧（R7.4.1 時点）」（令和 7 年 4 月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

「熊本県内の幼稚園（私学助成園）一覧（R7.4.1 時点）」（令和 7 年 4 月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

「熊本県内の地域型保育施設一覧（R7.4.1 時点）」（令和 7 年 4 月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

表 3-65 学校等一覧

No.	区分	名称	住所
1	小学校	築山小学校	玉名市築地 1880
2		滑石小学校	玉名市滑石 1542
3		大野小学校	玉名市岱明町野口 2460
4		睦合小学校	玉名市岱明町古閑 302
5		鍋小学校	玉名市岱明町鍋 345-2
6		高道小学校	玉名市岱明町高道 1230
7		荒尾第一小学校	荒尾市荒尾 981-2
8		万田小学校	荒尾市万田 696-1
9		有明小学校	荒尾市一部 305
10		清里小学校	荒尾市牛水 1555
11		平井小学校	荒尾市上井手 1108
12		緑ヶ丘小学校	荒尾市荒尾 4238
13		中央小学校	荒尾市荒尾 4043
14		府本小学校	荒尾市樺 2313-2
15		八幡小学校	荒尾市野原 1461
16		桜山小学校	荒尾市桜山町 3-25-1
17		六栄小学校	玉名郡長洲町宮野 957-1
18		腹赤小学校	玉名郡長洲町腹赤 125
19		長洲小学校	玉名郡長洲町長洲 1776
20		清里小学校	玉名郡長洲町高浜 1250
21	中学校	岱明中学校	玉名市岱明町浜田 120
22		荒尾海陽中学校	荒尾市荒尾 1828
23		荒尾第三中学校	荒尾市本井手 700
24		荒尾第四中学校	荒尾市野原 1528
25		長洲中学校	玉名郡長洲町長洲 805-1
26	高等学校	岱志高等学校	荒尾市荒尾 2620-1
27		玉名工業高等学校	玉名市岱明町下前原 368
28		有明高等学校	荒尾市増永 2200
29		専修大学玉名高等学校	玉名市岱明町野口 1046
30	特別支援学校	荒尾支援学校	荒尾市増永字西長浦 2299-3

注 1) 表中の番号は図 3-50 に対応している。

出典：「令和 7 年度（2025 年度）学校一覧」（令和 8 年 1 月、熊本県教育庁教育政策課）

表 3-66 福祉施設等・病院・図書館一覧

No.	区分	名称	住所
1	福祉施設等	聖ルカ苑	玉名郡長洲町宮野 2772-10
2		月華苑	玉名郡長洲町清源寺 1060
3		ケアホーム長洲	玉名郡長洲町長洲 1188
4		住宅型有料老人ホーム百の花	玉名市滑石 1090
5		ガーデンハウス築山	玉名市岱明町下前原 607
6		たいめい苑	玉名市岱明町古閑 388
7		特定施設入居者生活介護 たいめい苑	玉名市岱明町古閑 402-1
8		有料老人ホーム 岱明の里	玉名市岱明町高道 1068
9		有料老人ホーム ひまわり 21 岱明	玉名市岱明町山下 1037-3
10		幸	玉名市岱明町鍋 1831
11		高齢者共同住宅アイアイ松原	玉名市岱明町鍋 2320-50
12		住宅型有料老人ホーム岱明の里三番館	玉名市岱明町浜田 356-1
13		住宅型有料老人ホーム岱明の里二番館	玉名市岱明町浜田辻 129
14		住宅型有料老人ホームアンジュ	玉名市岱明町野口 2456-1
15		岱山苑	玉名市築地兎町 1596-1
16		白寿園	荒尾市一部字鴻巣 2122
17		ユーユー	荒尾市下井手 1199-12
18		ガーデンハウス緑の館	荒尾市下井手 1199-14
19		ケアハウスユーユー	荒尾市下井手外平 1199-12
20		オレンジヒル小岱	荒尾市樺 2516
21		紙ふうせん	荒尾市宮内出目 25-1
22		有料老人ホーム梨園Ⅱ	荒尾市菰屋 2031-10
23		有料老人ホーム梨園	荒尾市菰屋字上萩 2031-8
24		有料老人ホーム昭和の里	荒尾市荒尾 307-3
25		住宅型有料老人ホーム むつみ	荒尾市荒尾 317-1
26		ケアポート緑ヶ丘	荒尾市荒尾 4186-15
27		ケアホームほほえみ	荒尾市荒尾 539-1
28		有料老人ホーム シニアハウスばーすでい	荒尾市荒尾 849-
29		慈眼苑	荒尾市荒尾増永 708-2
30		住宅型有料老人ホーム絆の館ゆめこの家	荒尾市高浜 321-2
31		住宅型有料老人ホームかすみ草	荒尾市四ツ山 3-4-24
32		住宅型有料老人ホーム 「ヴィラ幸せの杜」	荒尾市四ッ山町 3-7-29
33		平成ドリーム館	荒尾市水野 1556
34		有料老人ホーム ならの樹	荒尾市西原町 2-1-2
35		緑風園	荒尾市増永 2452-18
36		小岱荘(A型)	荒尾市増永 2452-2
37		ケアリゾート弥生	荒尾市本井手 1470-15
38	病院	玉名病院	玉名市築地 1552-3
39		荒尾市立有明医療センター	荒尾市荒尾 2600
40		荒尾中央病院	荒尾市増永 1544-1
41		荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾 1992
42		有働病院	荒尾市万田 475-1
43		新生翠病院	荒尾市増永 2620
44		有明成仁病院	玉名郡長洲町宮野 2775
45	図書館	荒尾市立図書館	荒尾市緑ヶ丘 1 丁目 1-1
46		玉名市岱図書館	玉名市岱明町野口 2129
47		長洲町図書館	玉名郡長洲町大字長洲 2760

注 1) 表中の番号は図 3-51 に対応している。

出典：「高齢者関係資料集（令和 6 年度版）」（令和 6 年 10 月、熊本県健康福祉部高齢者支援課）
「医療機関一覧（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点）」（令和 7 年 6 月、熊本県健康福祉部）
「令和 7 年度（2025 年度）要覧」（令和 7 年 6 月、熊本県立図書館・くまもと文学・歴史館）

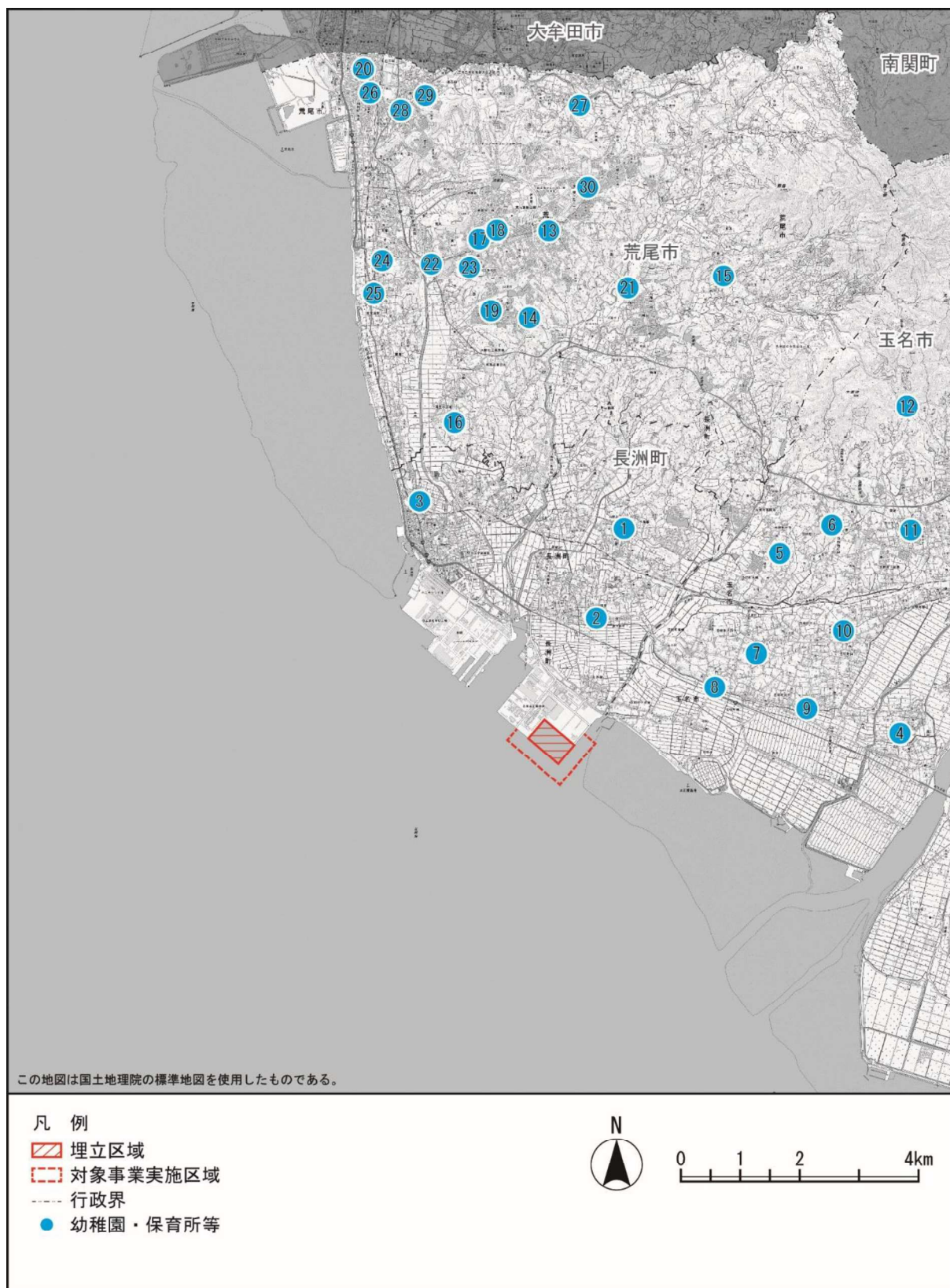


図 3-49 対象事業実施区域及びその周囲における幼稚園・保育所等の位置図

注 1) 図中の番号は表 3-64 に対応している。

出典：「熊本県内の保育所一覧（R7.4.1時点）」（令和7年4月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

「熊本県内の認定こども園一覧（R7.4.1時点）」（令和7年4月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

「熊本県内の幼稚園（施設型給付園）一覧（R7.4.1時点）」（令和7年4月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

「熊本県内の幼稚園（私学助成園）一覧（R7.4.1時点）」（令和7年4月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

「熊本県内の地域型保育施設一覧（R7.4.1時点）」（令和7年4月、熊本県健康福祉部子ども未来課）

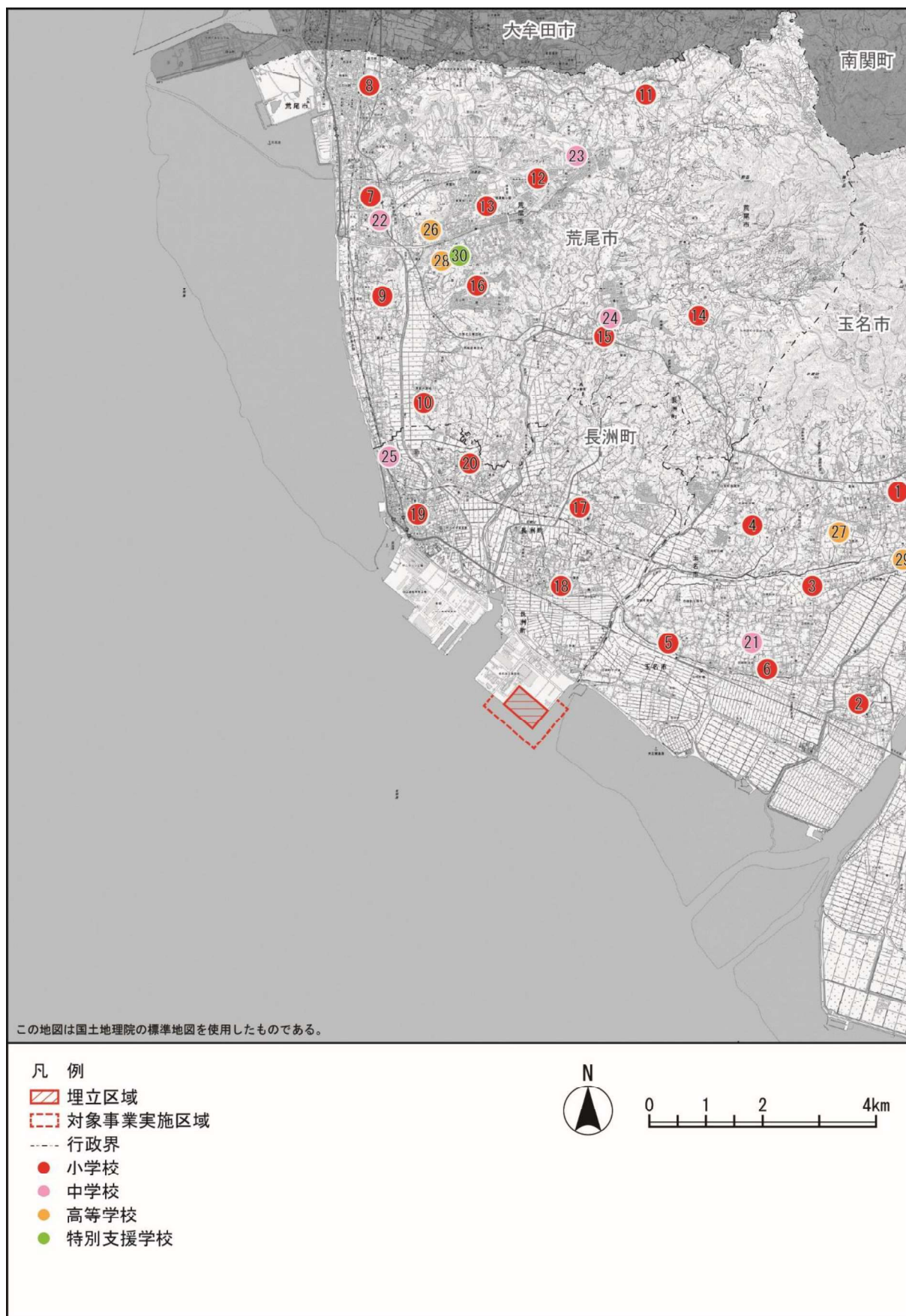


図 3-50 対象事業実施区域及びその周囲における学校等の位置図

注 1) 図中の番号は表 3-65 に対応している。

出典：「令和 7 年度（2025 年度）学校一覧」（令和 8 年 1 月、熊本県教育庁教育政策課）

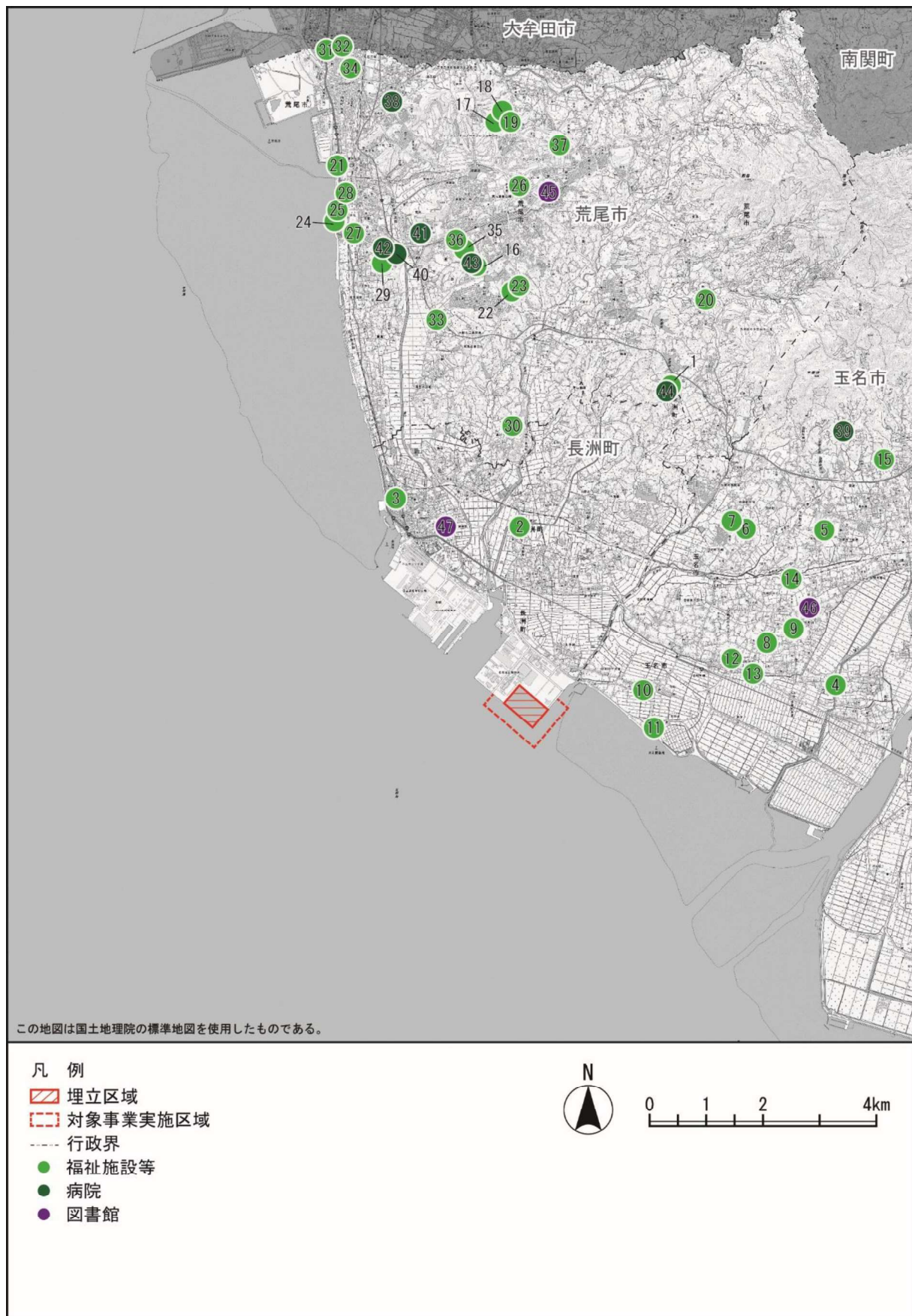


図 3-51 対象事業実施区域及びその周囲における福祉施設等・病院・図書館の位置図

注 1) 図中の番号は表 3-66 に対応している。

出典：「高齢者関係資料集（令和 6 年度版）」（令和 6 年 10 月、熊本県健康福祉部高齢者支援課）
「医療機関一覧（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点）」（令和 7 年 6 月、熊本県健康福祉部）
「令和 7 年度（2025 年度）要覧」（令和 7 年 6 月、熊本県立図書館・くまもと文学・歴史館）

(2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における人口集中地区は、図3-52に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の人口集中地区は、対象事業実施区域から北へ7km以上離れた場所に位置している。

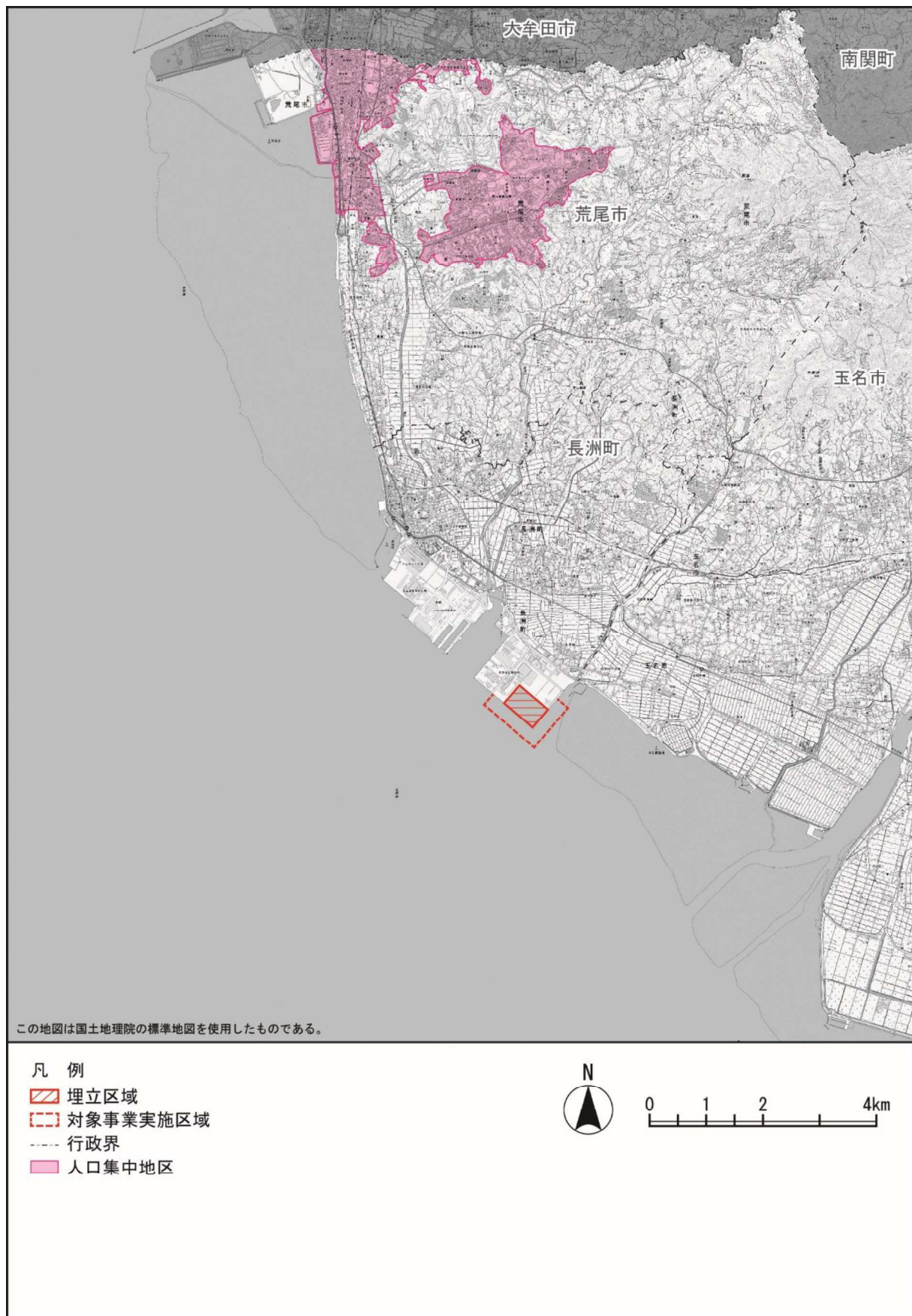


図 3-52 対象事業実施区域及びその周囲における人口集中地区の位置図

出典：「国土数値情報 人口集中地区データ」（国土交通省ホームページ）

3.2.7 下水道、し尿処理施設及びゴミ処理施設の整備の状況

(1) 下水道整備の状況

熊本県及び関係市町における汚水処理人口普及状況は、表3-67に示すとおりである。

汚水処理人口普及率は、長洲町で98.1%、荒尾市で81.5%、玉名市で85.9%となっている。

表 3-67 汚水処理人口普及状況（令和 6 年度）

項目		熊本県	関係市町		
			長洲町	荒尾市	玉名市
住民基本台帳人口（人）		1,708,282	15,159	48,806	62,100
汚水処理人口（人）		1,545,172	14,867	39,790	53,343
汚水処理人口普及率（%）		90.5	98.1	81.5	85.9
下水道	下水道処理人口（人）	1,221,698	14,612	34,135	34,703
	下水道整備率（%）	71.5	96.4	69.9	55.9
農業集落排水施設等	農排等整備人口（人）	62,497	0	0	6,744
	農排等整備率（%）	3.7	0.0	0.0	10.9
合併処理浄化槽等	浄化槽設置済人口（人）	260,635	255	5,655	11,896
	人口普及率（%）	15.3	1.7	11.6	19.2
コミュニティプラント	処理人口（人）	342	0	0	0
	処理人口普及率（%）	0.02	0.0	0.0	0.0

出典：「熊本県の汚水処理人口普及状況（令和 6 年度末）」（令和 7 年 8 月、熊本県土木部下水環境課）

(2) 上水道の普及状況

熊本県及び関係市町における水道普及状況は、表3-68に示すとおりである。

水道普及率は長洲町で99.3%、荒尾市で98.9%、玉名市で78.9%となっている。

表 3-68 水道普及状況（令和 5 年度）

項目			熊本県	関係市町		
				長洲町	荒尾市	玉名市
行政区域内総人口（人）			1,709,325	14,778	48,462	61,832
上水道		計画給水人口（人）	1,572,389	19,000	54,000	49,900
		現在給水人口（人）	1,436,330	14,601	47,370	48,212
簡易水道		計画給水人口（人）	105,740	—	—	—
		現在給水人口（人）	73,137	—	—	—
専用水道	自己水源	確認時給水人口（人）	37,023	340	1,193	2,681
		現在給水人口（人）	16,589	80	580	573
	自己水源以外	確認時給水人口（人）	10,286	2,459	—	—
		現在給水人口（人）	4,346	0	—	—
合計		計画給水人口（人）	1,715,152	19,340	55,193	52,581
		現在給水人口（人）	1,526,056	14,681	47,950	48,785
普及率（％）			89.6	99.3	98.9	78.9

出典：「熊本県の水道（令和 6 年 3 月 31 日現在）」（令和 7 年 12 月、熊本県環境保全課）

(3) し尿処理施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲におけるし尿処理施設の状況は表3-69に、位置は図3-53に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲のし尿処理施設としては、第1衛生センター及び松ヶ浦環境センターがある。

また、熊本県及び関係市町における令和6年度のし尿処理状況は表3-70に示すとおりであり、し尿処理量の合計は長洲町で3,159kL、荒尾市で19,417kL、玉名市で25,854kLとなっている。

表 3-69 し尿処理施設の状況

単位：kL/年度

地方公共団体名	施設名	年間処理量	
		し尿	浄化槽汚泥
有明広域行政事務組合	第1衛生センター	9,102.0	23,919.0
荒尾市	松ヶ浦環境センター	12,963.0	6,454.0

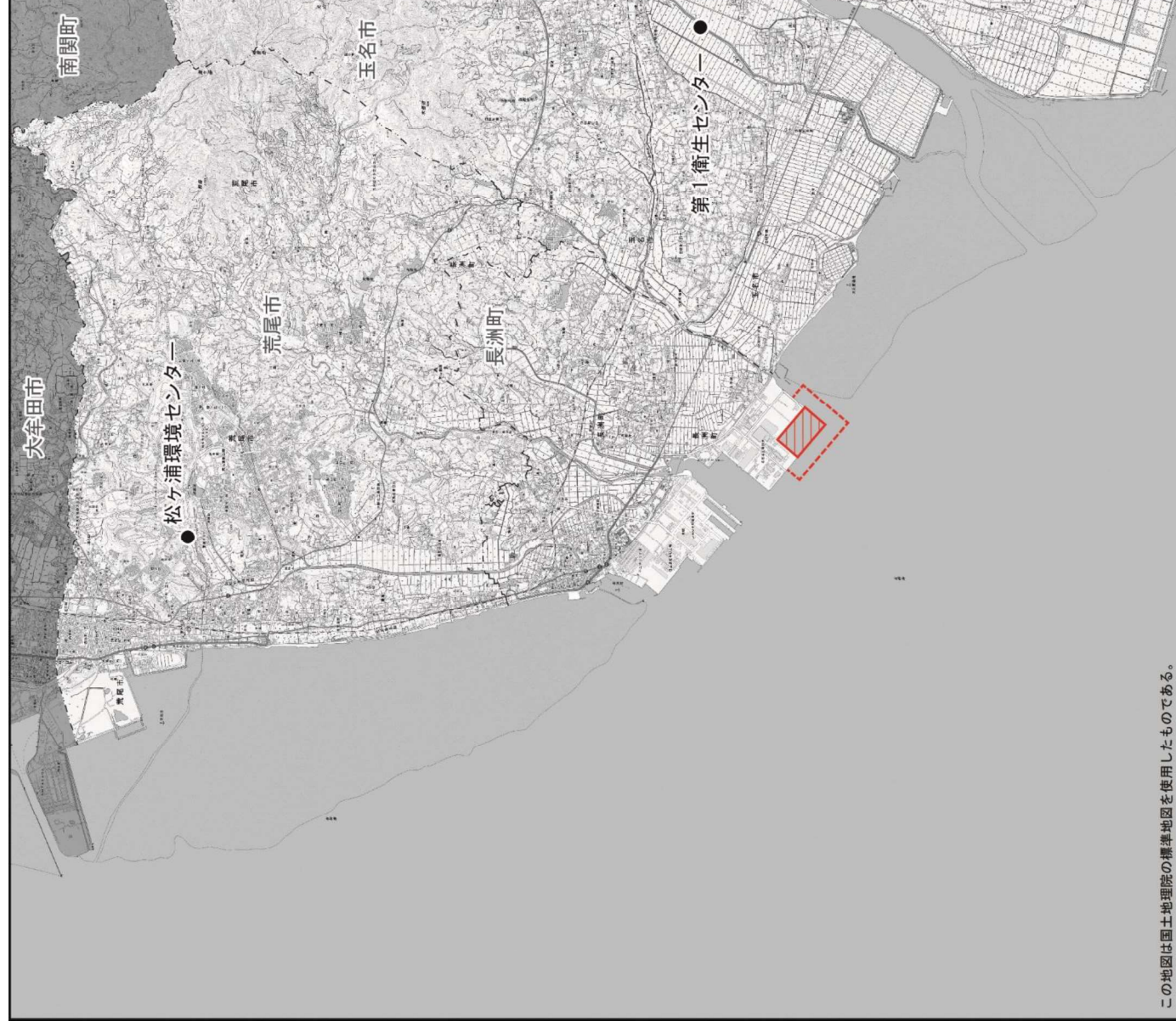
出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和6年度調査結果」
(令和8年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

表 3-70 し尿処理状況（令和6年度）

単位：kL

自治体名		し尿収集量	し尿処理量			
			合計	し尿	浄化槽汚泥	自家処理量
熊本県		429,642	430,151	101,336	328,306	509
関係市町	長洲町	3,157	3,159	1,402	1,755	2
	荒尾市	19,417	19,417	12,963	6,454	0
	玉名市	25,808	25,854	4,649	21,159	46

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和6年度調査結果」
(令和8年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)



この地図は国土地理院の標準地図を使用したものである。

- 凡 例
- 埋立区域
 - 対象事業実施区域
 - 行政界
 - し尿処理施設

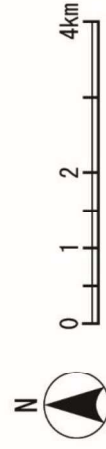


図 3-53 対象事業実施区域及びその周囲におけるし尿処理施設の位置図

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 6 年度調査結果」
(令和 8 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

(4) ごみ処理施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲におけるごみ処理施設の状況は表3-71に、位置は図3-54に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲のごみ処理施設としては、クリーンパークファイブがある。

また、熊本県及び関係市町における令和6年度のごみ処理状況は表3-72に示すとおりであり、ごみ処理量は長洲町で3,616t、荒尾市で13,656t、玉名市で15,990tとなっている。

表 3-71 ごみ処理施設の状況

地方公共団体名	施設名	年間 処理量 (t/年度)	施設全体の 処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物
有明広域行政事務組合	クリーンパークファイブ	9,765	50	可燃ごみ、ごみ処理残渣

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和6年度調査結果」
(令和8年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

表 3-72 ごみ処理状況（令和6年度）

自治体名	計画収集 人口 (人)	ごみ 総排出量 (t)	1人1日当たりの 排出量 (g/人日)	ごみ処理量 (t)	減量処理率 (%)	中間処理後 再生利用量 (t)	リサイクル率 (%)
熊本県	1,717,799	515,922	823	507,842	99.5	82,638	19.8
長洲町	14,708	3,616	674	3,616	100.0	317	12.3
関係市町 荒尾市	48,806	13,656	767	13,656	97.4	7,855	57.5
玉名市	62,100	15,990	705	15,939	100.0	1,124	10.8

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和6年度調査結果」
(令和8年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

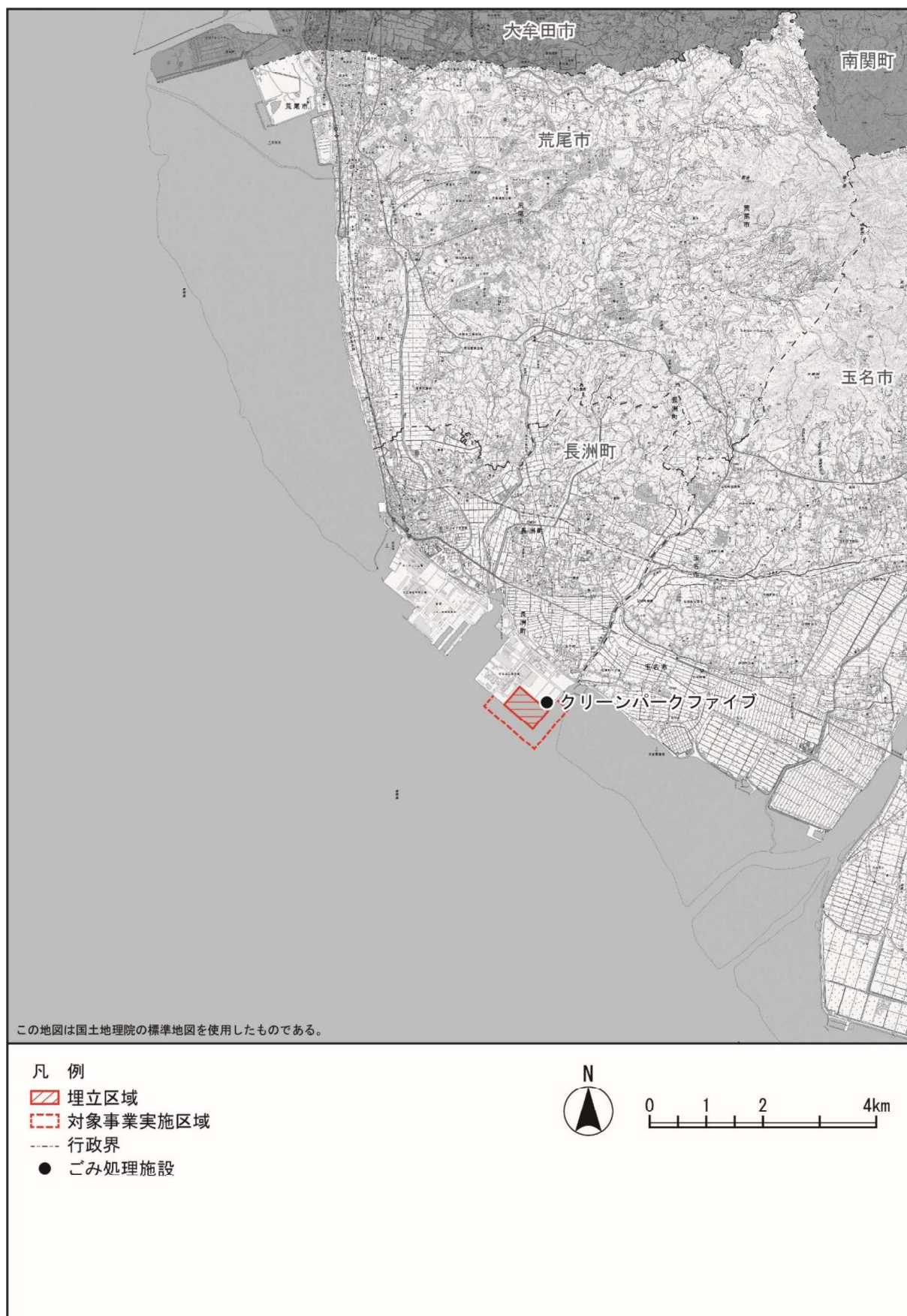


図 3-54 対象事業実施区域及びその周囲におけるごみ処理施設の位置図

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 6 年度調査結果」

(令和 8 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

3.2.8 文化財の状況

対象事業実施区域及びその周囲における文化財の一覧は表3-73に、位置は図3-55に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、史跡が13箇所、天然記念物が9箇所ある。

また、対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地の位置は、図3-56に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には多数の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

表 3-73 文化財一覧

No.	文化財分類	指定	名称	文化財指定日
1	史跡	国指定	三井三池炭鉱跡、宮原坑跡、万田坑跡、専用鉄道敷跡、旧長崎税関三池税関支署	平成 12 年 1 月 19 日
2			熊本藩高瀬米蔵跡	令和 4 年 11 月 10 日
3		県指定	小岱山古窯跡群	昭和 34 年 12 月 8 日
4			小岱山製鉄跡群	昭和 34 年 12 月 8 日
5			宮崎兄弟の生家	昭和 48 年 8 月 27 日
6			別当塚古墳群	平成 1 年 10 月 18 日
7		荒尾市指定	四山古墳	昭和 40 年 6 月 1 日
8			三ノ宮古墳	昭和 40 年 6 月 1 日
9			田次郎丸居館址及び古塔群	昭和 40 年 6 月 1 日
10			野原古墳群	昭和 40 年 6 月 1 日
11			月田蒙斎の墓	昭和 57 年 10 月 5 日
12		玉名市指定	年の神支石墓	平成 20 年 10 月 14 日
13			弁財天古墳	平成 20 年 10 月 14 日
14	天然記念物	国指定	大野下の大ソテツ	昭和 9 年 12 月 28 日
15		県指定	山田の藤	昭和 40 年 2 月 25 日
16		長洲町指定	梅田天満宮の玉藤群	昭和 52 年 12 月 5 日
17			六栄小学校のケヤキ	昭和 61 年 3 月 1 日
18		荒尾市指定	トキワマンサク自生地	平成 8 年 4 月 1 日
19		玉名市指定	貴船神社の樟	平成 19 年 7 月 11 日
20			安養寺のソテツ	平成 20 年 10 月 14 日
21			下前原のタブノキ	平成 21 年 4 月 20 日
22			西家のソテツ	平成 21 年 4 月 20 日

注 1) 表中の番号は図 3-55 と対応している。

出典：「長洲町文化財探訪 長洲町指定文化財一覧」（令和 2 年 11 月、長洲町教育委員会）

「荒尾市管内指定文化財一覧（令和 4 年 11 月 30 日時点）」（令和 4 年 11 月、荒尾市総務部文化企画課）

「指定文化財一覧（令和 6 年 4 月更新）」（令和 6 年 4 月、玉名市教育委員会文化課）

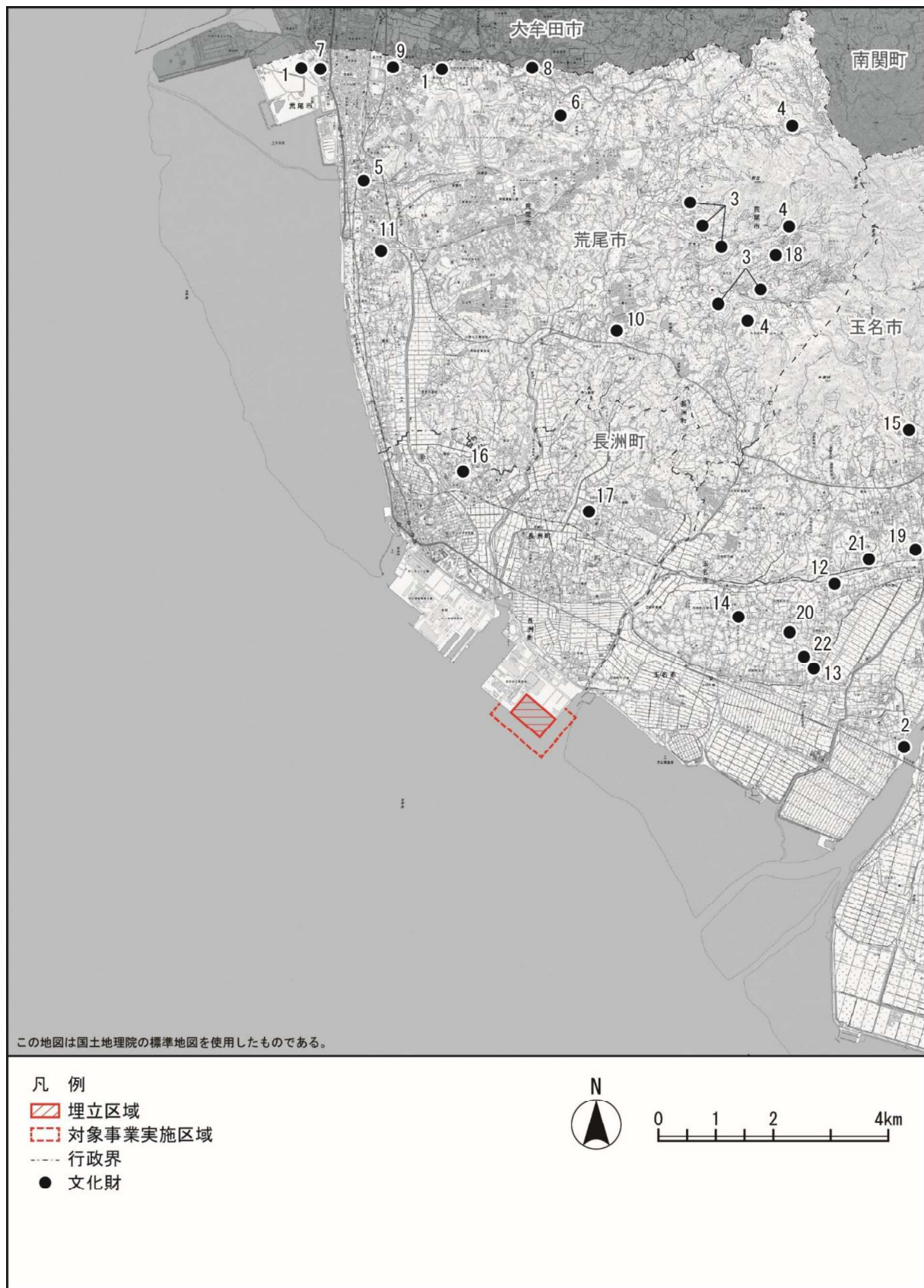


図 3-55 対象事業実施区域及びその周囲における文化財位置図

注 1) 図中の番号は表 3-73 と対応している。

出典：「長洲町文化財探訪 長洲町指定文化財一覧」（令和 2 年 11 月、長洲町教育委員会）

「荒尾市管内指定文化財一覧（令和 4 年 11 月 30 日時点）」（令和 4 年 11 月、荒尾市総務部文化企画課）

「指定文化財一覧（令和 6 年 4 月更新）」（令和 6 年 4 月、玉名市教育委員会文化課）

「あらお歴史マップ」（平成 28 年 2 月、荒尾市教育委員会生涯学習課）

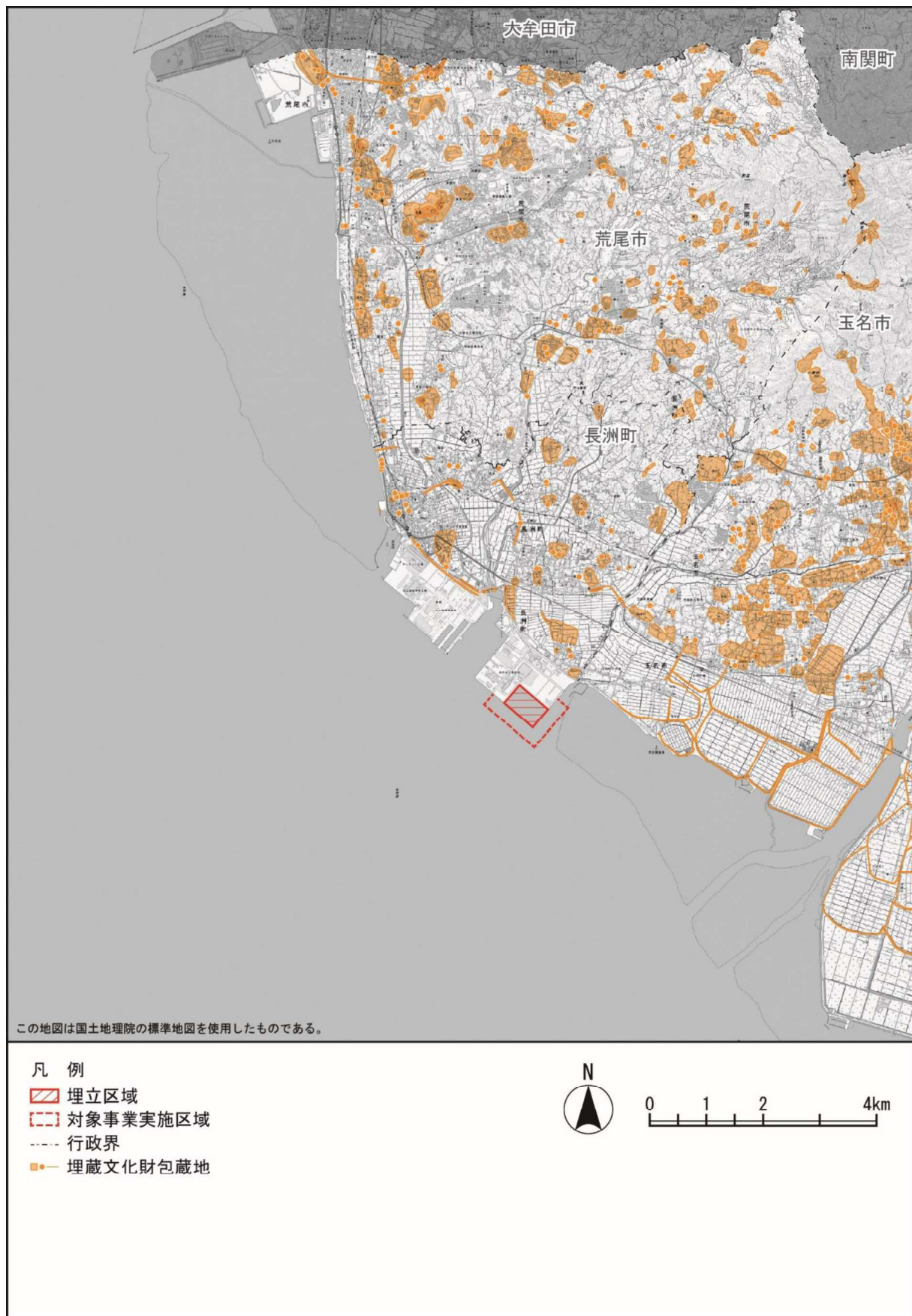


図 3-56 対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地の位置図

出典：「熊本県遺跡地図データ」（熊本県ホームページ）

「玉名市内遺跡分布図」（令和 5 年 4 月、玉名市教育委員会文化課）

3.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害の防止に係る地域の指定及び規制の状況

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)では、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件を定めるよう規定されている。

また、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)等の各法律及び熊本県の「熊本県生活環境の保全等に関する条例」(昭和44年4月1日条例第23号)に基づく規制基準等がある。

1) 大気質

(a) 環境基準等

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は表3-74に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第7条の規定による大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表3-75に示すとおりである。

表 3-74 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注 5) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 項目については、環境基準による評価は、1 年平均値として認められる値を環境基準と比較して行う。

注 6) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)

表 3-75 ダイオキシン類（大気質）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注 2) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

(b) 規制基準等

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号）、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）により規制が実施されている。

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号）に基づく硫黄酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定められる排出許容量で、次式により求められる。

なお、表3-76に示すとおり、長洲町及び玉名市のK値は17.5、荒尾市のK値は6.0となっている。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : 硫黄酸化物排出許容量（0℃1気圧の状態に換算したm³N/h）

K : 地域の区分ごとに掲げる値（表3-76参照）

He : 補正された排出口の高さ（m）

表 3-76 地域の区分ごとに掲げる K 値

地域の区分	K 値
荒尾市の区域	6.0
八代市（旧八代市の区域）の区域、芦北町（旧田浦町の区域）、水俣市の区域	11.5
熊本市の区域（旧飽託郡 4 町・旧富含町・旧植木町・旧城南町を除く）	14.5
その他の区域	17.5

注 1) 表に掲げる「旧」を付け町村の名称及び地域は、各市町の昭和 51 年 11 月 16 日以降の市町村合併時における合併以前の町村名およびその地域とする。

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）では、同法に基づく特定施設から排出される排出ガスについて、ダイオキシン類に係る排出基準を定めているほか、特定施設の設置・構造等を変更する場合の事前届出制、排出ガスが排出基準に適合しない場合の改善命令等の措置を定めている。

また、熊本県では「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和44年4月1日条例第23号）に基づき硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質（塩素、塩化水素）を排出する施設並びに粉じんを発生する施設として条例に定める施設に対する規制が実施されている。

さらに、「熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱」（昭和63年3月24日熊本県告示第243号）により、大気の汚染に係る緊急時の措置について定められている。

2) 騒音

(a) 環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく環境基準は表3-77に、対象事業実施区域及びその周囲における環境基準の類型指定状況は図3-57に示すとおりである。

対象事業実施区域に接する陸域は、C類型に指定されている。

表 3-77(1) 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型	昼 間 6 時～22 時	夜 間 22 時～6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする

注 2) 類型の区分は以下のとおりとする。

AA 類型：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A 類型：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

B 類型：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域、用途地域以外の地域

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課)

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下、「道路に面する地域」という。)については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3-77(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の類型	昼 間 6 時～22 時	夜 間 22 時～6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 1) 車線とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課)

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりである。

表 3-77(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼 間 6 時～22 時	夜 間 22 時～6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

注 1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課)

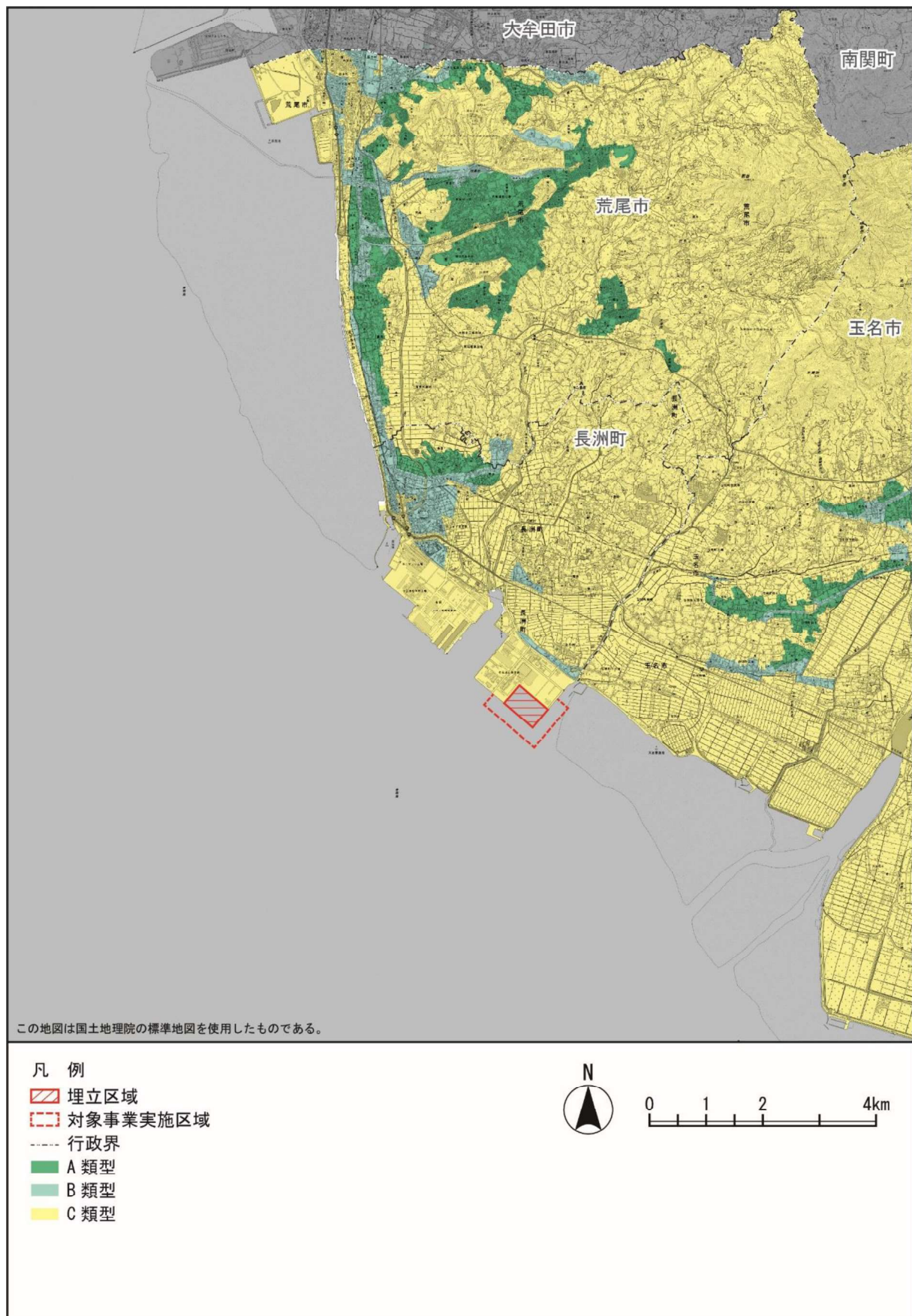


図 3-57 対象事業実施区域及びその周囲における騒音に係る環境基準の類型指定状況図
 出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境局環境保全課）

(b) 規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」(昭和44年4月1日条例23号)に基づき特定工場に係る規制及び特定建設作業に係る規制が、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)に基づき自動車騒音に係る規制が行われている。

特定工場等に係る騒音の規制基準は表3-78及び図3-58に、特定建設作業に係る騒音の規制基準は表3-79及び図3-59に、自動車騒音に係る要請限度は表3-81及び図3-60に示すとおりである。

対象事業実施区域に接する陸域は、特定工場等に係る第4種区域、特定建設作業に係る第2号区域、自動車騒音の要請限度に係るc区域に指定されている。

そのほか、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」(昭和44年4月1日条例23号)により、拡声器等の規制基準が定められている。

表 3-78 特定工場等に係る騒音の基準

時間 区域	昼 間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝 夕 午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

注 1) 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

注 2) 区域の区分は以下のとおりとする。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、用途地域以外の地域

第 4 種区域：工業地域及び工業専用地域

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」(平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課)

「騒音・振動・悪臭規制区域等について」(熊本県ホームページ)

表 3-79 特定建設作業に係る騒音の基準

規制種別 区域	第 1 号区域	第 2 号区域
	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85 デシベル	
作業時刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当たりの 作業時間※	10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	

注 1) 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線において行う。

注 2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注 3) 区域の区分は以下のとおりとする。

第 1 号区域：表 3-78 における第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の地域

第 2 号区域：表 3-78 における第 4 種区域の地域

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」(平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課)

「騒音・振動・悪臭規制区域等について」(熊本県ホームページ)

なお、表3-80のように災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の危険防止の場合などは、この規制が適用されないこともある。

表 3-80 特定建設作業に係る騒音の基準（適用除外例）

工事	項目	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時		○	○	○	○
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事		○	○	○	○
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事		○	—	—	○
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など		○	—	—	○
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事		—	—	—	○

注 1) 表 3-79 の規制が除外される場合、○印で示す。

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

表 3-81 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1) ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

注 2) 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

注 3) 等価騒音レベルにより評価する。

注 4) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等をいう。

注 5) 区域の区分は以下のとおりとする。

a 区域：表 3-77(1)における A 類型の地域

b 区域：表 3-77(1)における B 類型の地域

c 区域：表 3-77(1)における C 類型の地域

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）
「騒音・振動・悪臭規制区域等について」（熊本県ホームページ）

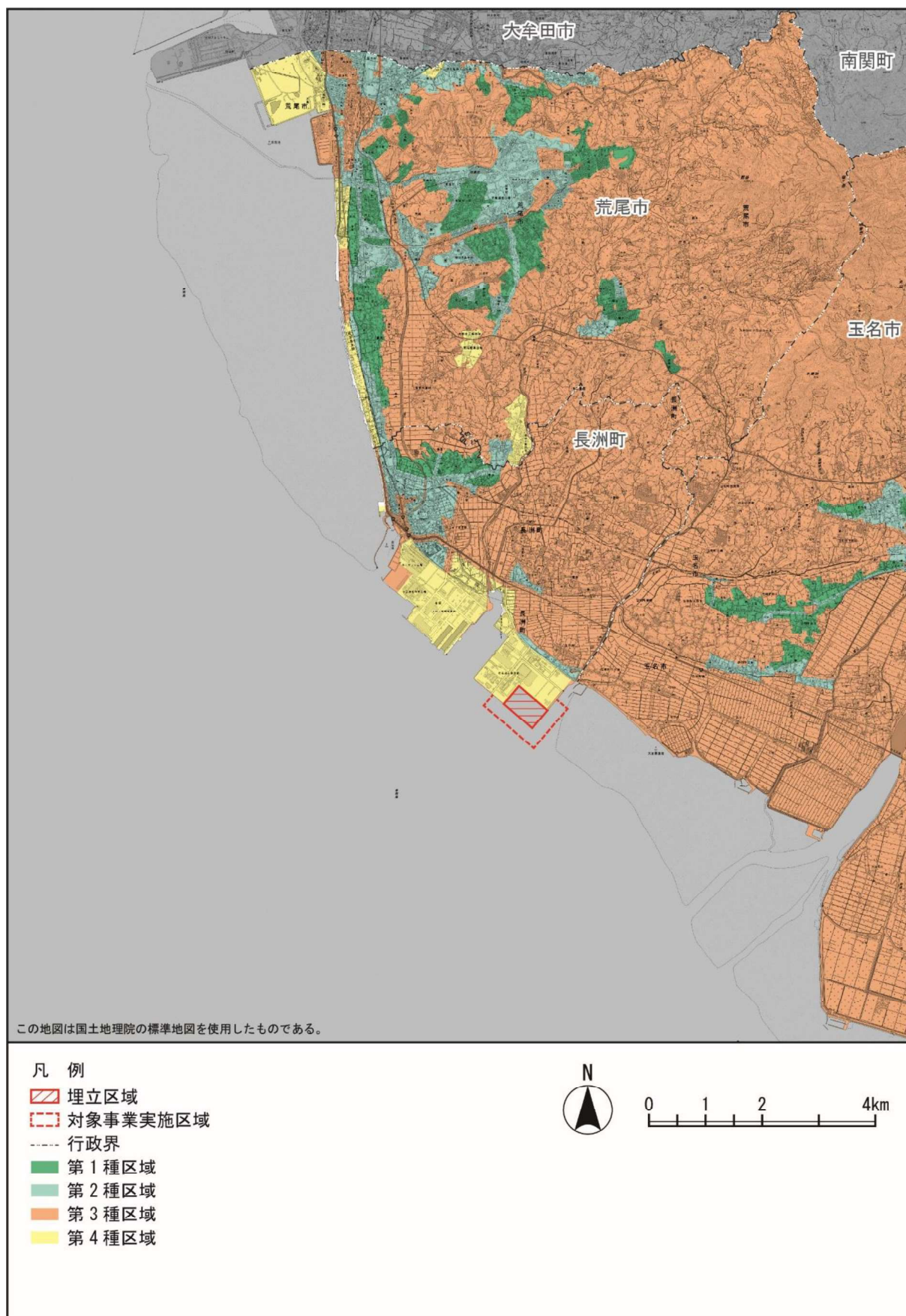


図 3-58 対象事業実施区域及びその周囲における特定工場等に係る騒音規制区域図

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）
「騒音・振動・悪臭規制区域等について」（熊本県ホームページ）

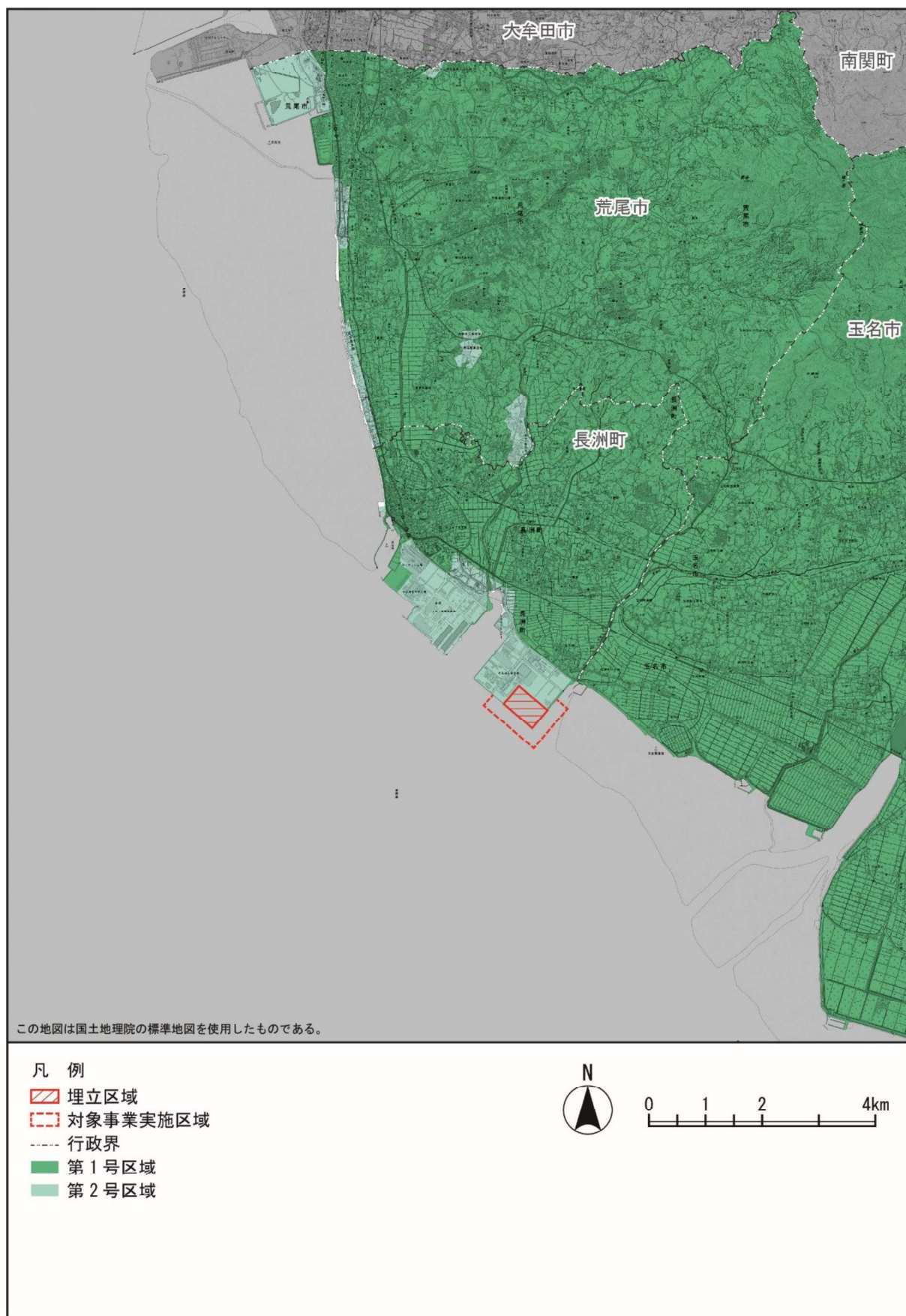


図 3-59 対象事業実施区域及びその周囲における特定建設作業に係る騒音規制区域図

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）
「騒音・振動・悪臭規制区域等について」（熊本県ホームページ）

3) 振動

(a) 規制基準

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)に基づき特定工場に係る規制、特定建設作業に係る規制及び道路交通振動に係る規制が行われている。

特定工場等に係る振動の規制基準は表3-82及び図3-61に、特定建設作業に係る振動の規制基準は表3-83及び図3-62に、道路交通振動に係る限度は表3-85及び図3-63に示すとおりである。

対象事業実施区域に接する陸域は、特定工場等に係る第2種区域、特定建設作業に係る第2号区域、道路交通振動に係る第2種区域に指定されている。

表 3-82 特定工場等に係る振動の規制基準

区域	時間	昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注 1) 振動の測定は、工場の敷地境界線において行う。

注 2) 区域の区分は以下のとおりとする。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域、用途地域以外の地域

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」(平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課)

「騒音・振動・悪臭規制区域等について」(熊本県ホームページ)

表 3-83 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別	区域	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値		75 デシベル	
作業時刻		午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当たりの作業時間※		10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作業期間		連続 6 日を超えないこと	
作業日		日曜日その他休日でないこと	

注 1) 振動の測定は、建設作業の敷地境界線において行う。

注 2) 基準値を超えている場合、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。なお、くい打機をアースオーガと併用する場合は打撃時間が短縮されるため、6 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注 3) 区域の区分は以下のとおりとする。

第 1 号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、用途地域以外の地域

第 2 号区域：工業地域及び工業専用地域

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」(平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課)

「騒音・振動・悪臭規制区域等について」(熊本県ホームページ)

なお、表3-84のように災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体
の危険防止の場合などは、この規制が適用されないこともある。

表 3-84 特定建設作業に係る騒音の基準（適用除外例）

工事	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時	○	○	○	○
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止 するため、特に必要のある工事	○	○	○	○
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間 工事	○	—	—	○
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通 法による道路使用許可のある場合など	○	—	—	○
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事	—	—	—	○

注 1) 表 3-83 の規制が除外される場合、○印で示す。

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

表 3-85 道路交通振動に係る限度

区域	時間	昼 間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注 1) 振動の測定は、道路の敷地境界線において行う。

注 2) 区域の区分は以下のとおりとする。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域、用途地域以外の地域

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

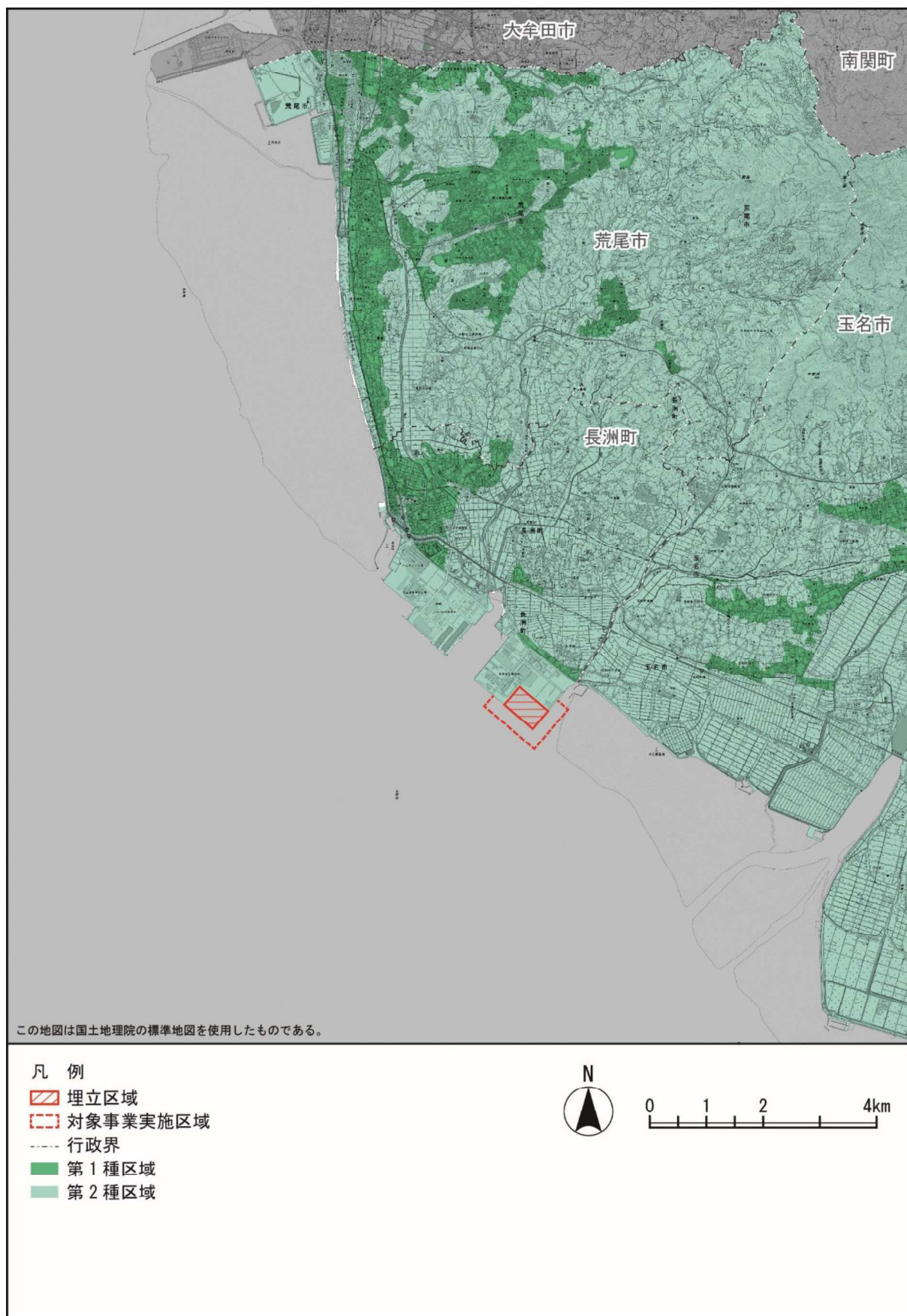


図 3-61 対象事業実施区域及びその周囲における特定工場等に係る振動規制区域図

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）
「騒音・振動・悪臭規制区域等について」（熊本県ホームページ）

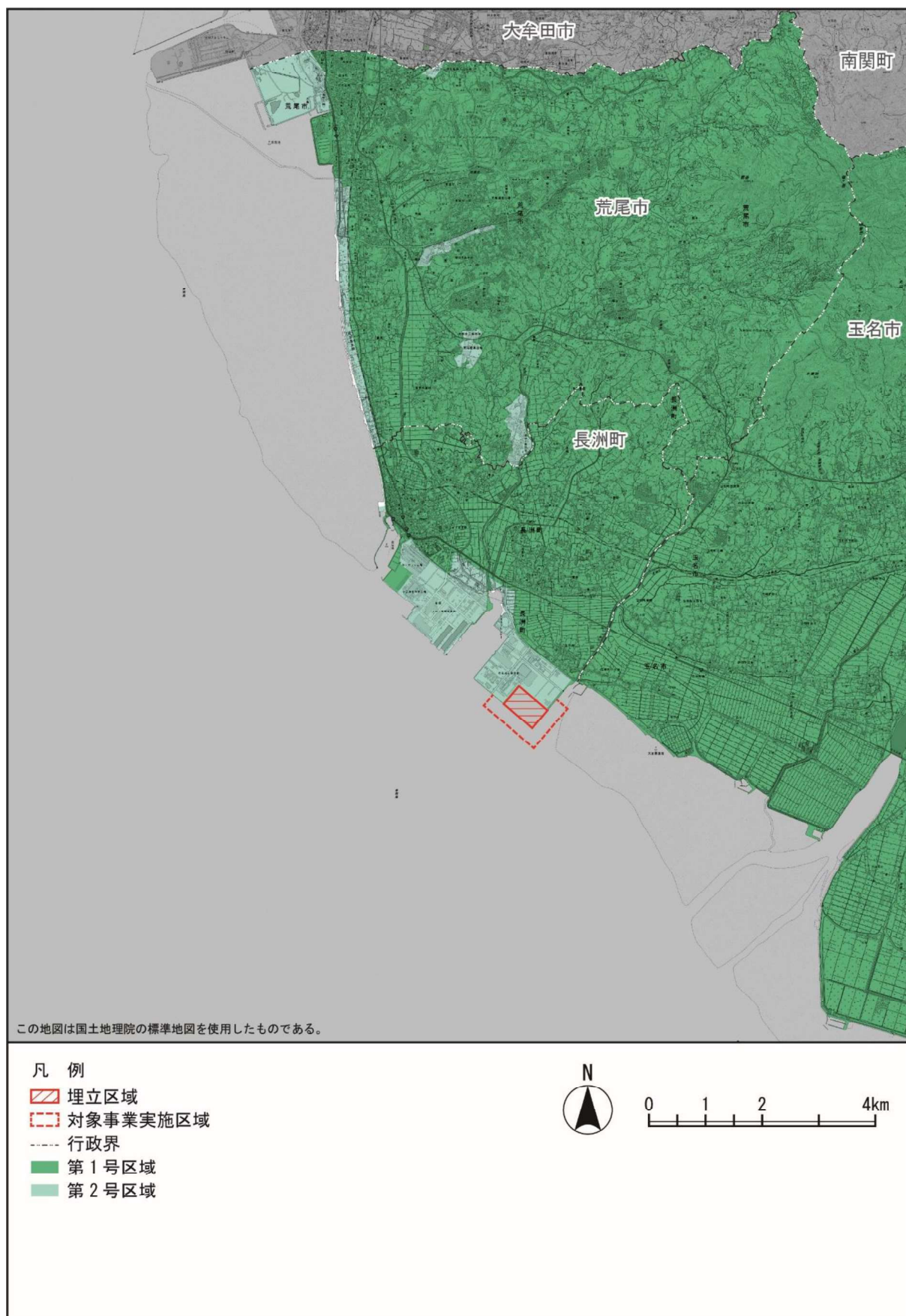


図 3-62 対象事業実施区域及びその周囲における特定建設作業に係る振動規制区域図

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）
「騒音・振動・悪臭規制区域等について」（熊本県ホームページ）

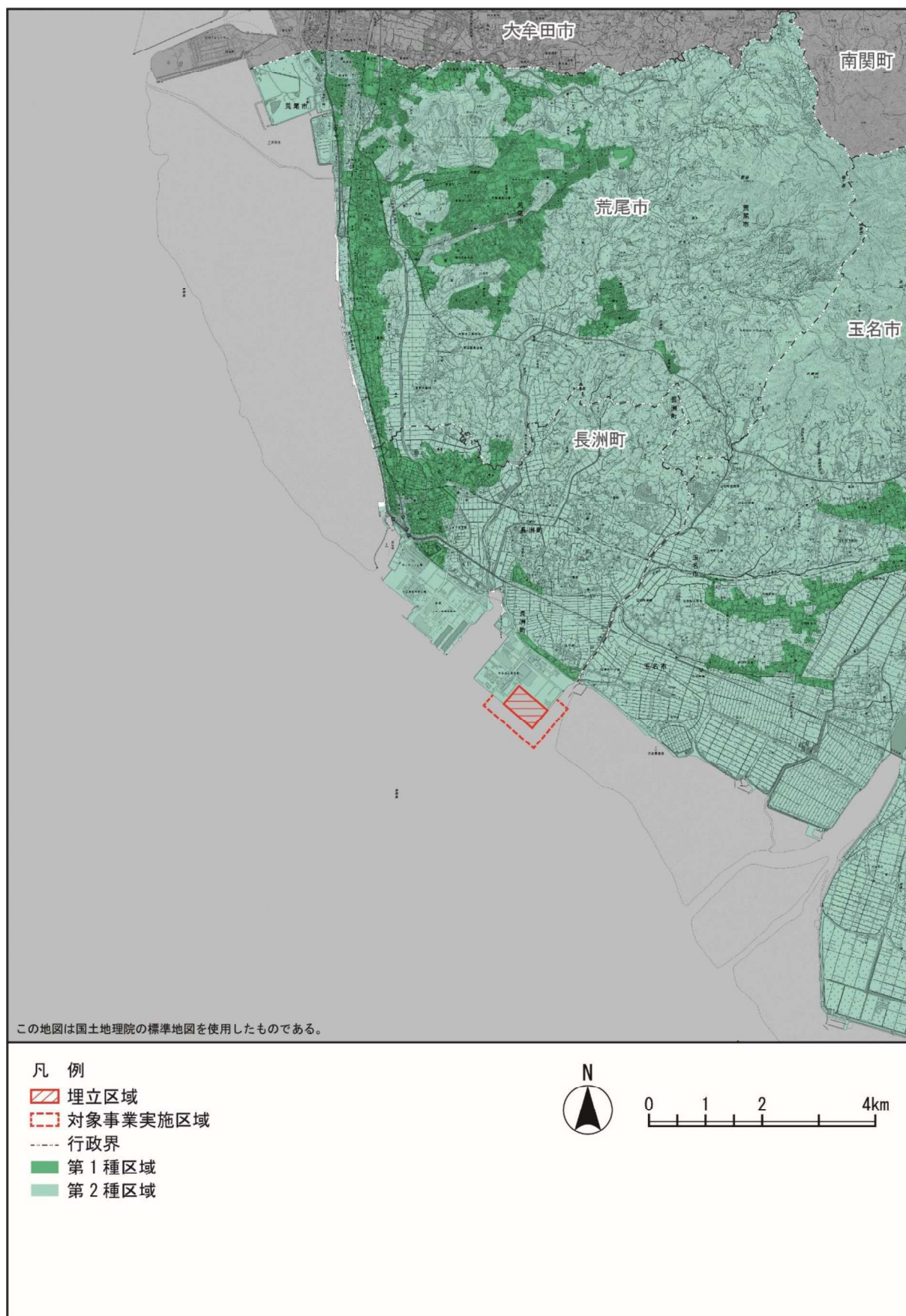


図 3-63 対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の限度区域図

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）
「騒音・振動・悪臭規制区域等について」（熊本県ホームページ）

4) 悪臭

(a) 規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)第4条の規定により、熊本県では敷地境界における悪臭の規制基準が定められている。敷地境界における悪臭の規制基準は表3-86に、対象事業実施区域及びその周囲における規制地域は図3-64示すとおりである。

対象事業実施区域に接する陸域は、悪臭規制地域のA地域に指定されている。

なお、熊本県では敷地境界における濃度規制の他、工場、事業場の排出口における排出量規制、排出水中における特定悪臭物質の濃度における規制が行われている。

表 3-86 悪臭に係る規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質	敷地境界線上の規制基準 (第1号規制)	
	A 地域	B 地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.006	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」(平成29年3月、熊本県環境生活部環境保全課)

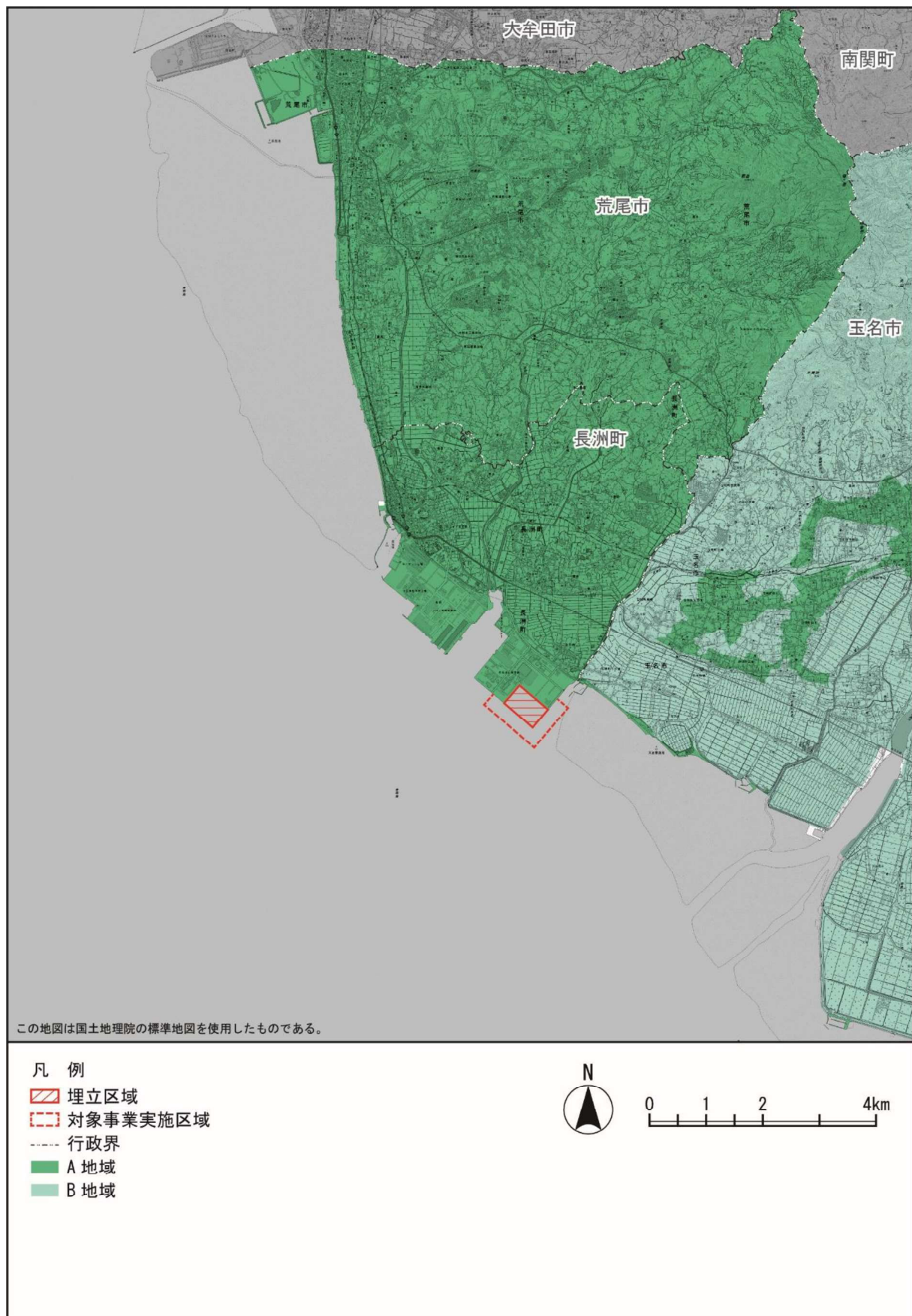


図 3-64 対象事業実施区域及びその周囲における悪臭規制地域図

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

5) 水質汚濁

(a) 環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく人の健康の保護(以下、「健康項目」という。)に係る環境基準は表3-87に示すとおりであり、健康項目に係る環境基準については、全公共用水域に対し適用される。

また、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定による生活環境の保全(以下、「生活環境項目」という。)に関する環境基準は、表3-88及び表3-89に示すとおりである。生活環境項目に係る環境基準は、知事により類型指定がされた水域に対して適用されるものであり、河川の利水目的などを勘案し、利用目的の適応性の観点と水生生物の生育状況の適応性の観点から類型指定がなされている。

対象事業実施区域及びその周囲における環境基準の類型指定状況は、図3-65～図3-68に示すとおりである。

対象事業実施区域は水質に係る環境基準(化学的酸素要求量)のB類型、水質に係る環境基準(全窒素、全リン)のⅢ類型及び水質に係る環境基準(水生生物保全に係る項目)の生物特Aに指定されている。

表 3-87 水質汚濁に係る環境基準(健康項目)

単位: mg/L

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 15.3、15.6、15.8 又は 15.7 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 14 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)

表 3-88(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目：河川）

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

注 1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。

注 2) 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注 3) 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

注 4) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

注 5) 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 6) 「利用目的の適応性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 4 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 : コイ、フナ等、β 中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3-88(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目：河川）

単位：mg/L

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

注 1) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3-89(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目：海域）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出され ないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

注 1) 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

注 2) 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 3) 「利用目的の適応性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3-89(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目：海域）

単位：mg/L

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 以下	0.02 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 以下	0.03 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 以下	0.05 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

注 1) 基準値は、年間平均値とする。

注 2) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 3) 「利用目的の適応性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3-89(3) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目：海域）

単位：mg/L

類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

注 1) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3-89(4) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目：海域）

単位：mg/L

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

注 1) 基準値は、日間平均値とする。

注 2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

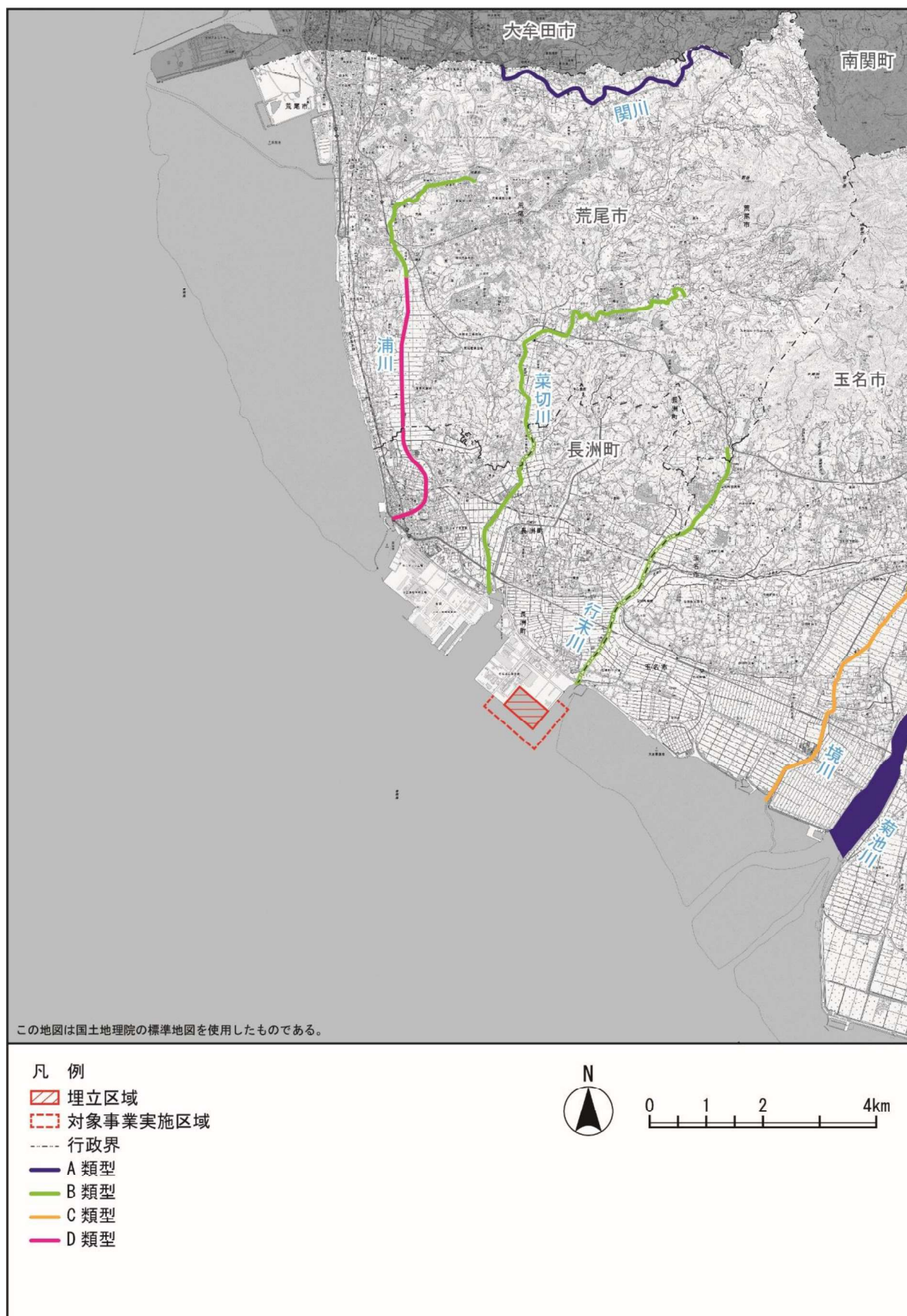


図 3-65 対象事業実施区域及びその周囲における水質に係る環境基準の類型指定状況図（河川）
 出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

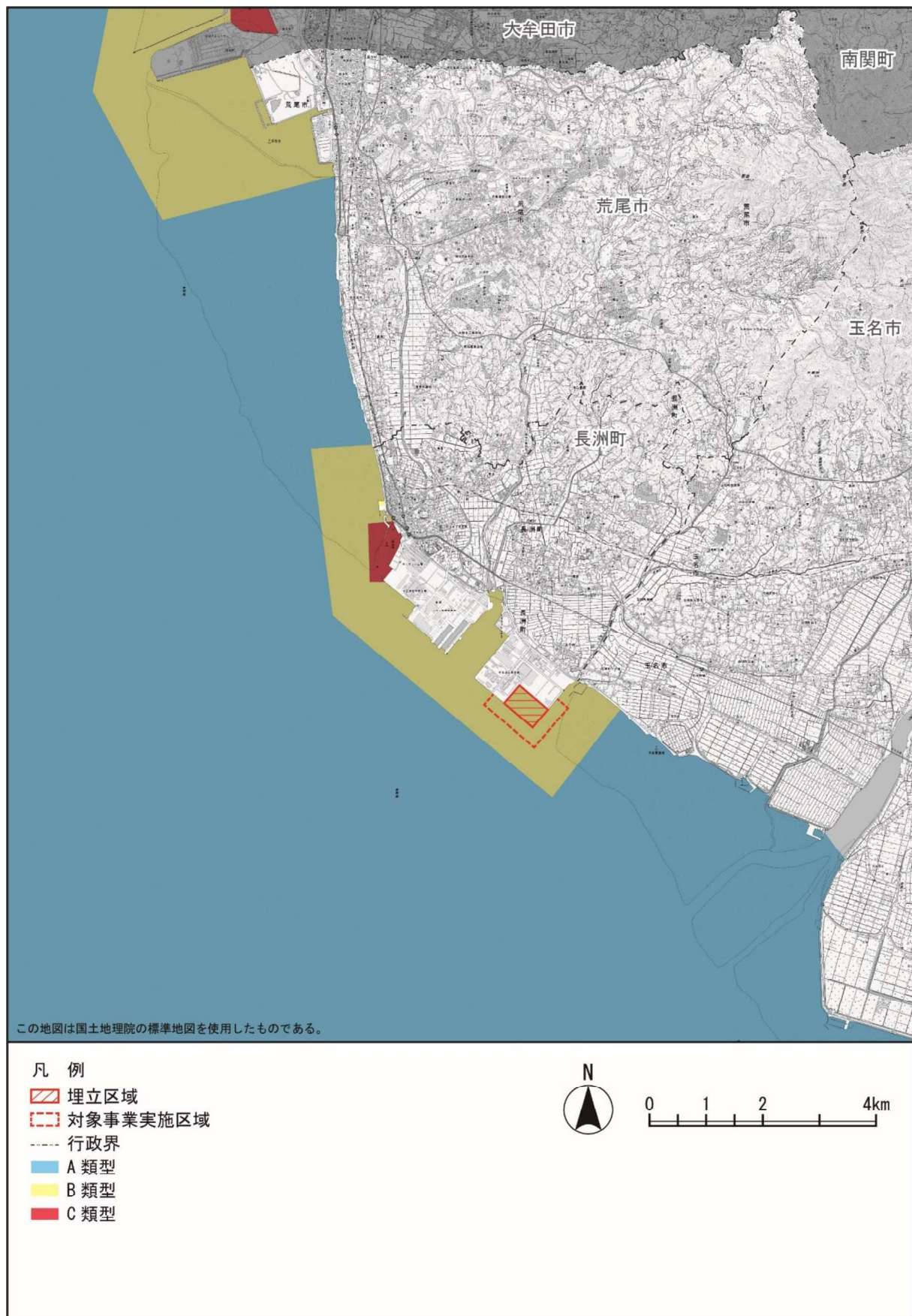


図 3-66 対象事業実施区域及びその周囲における水質に係る環境基準の類型指定状況図
(海域：化学的酸素要求量)

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）



図 3-67 対象事業実施区域及びその周囲における水質に係る環境基準の類型指定状況図
(海域：全窒素、全磷)

出典：「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成 29 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

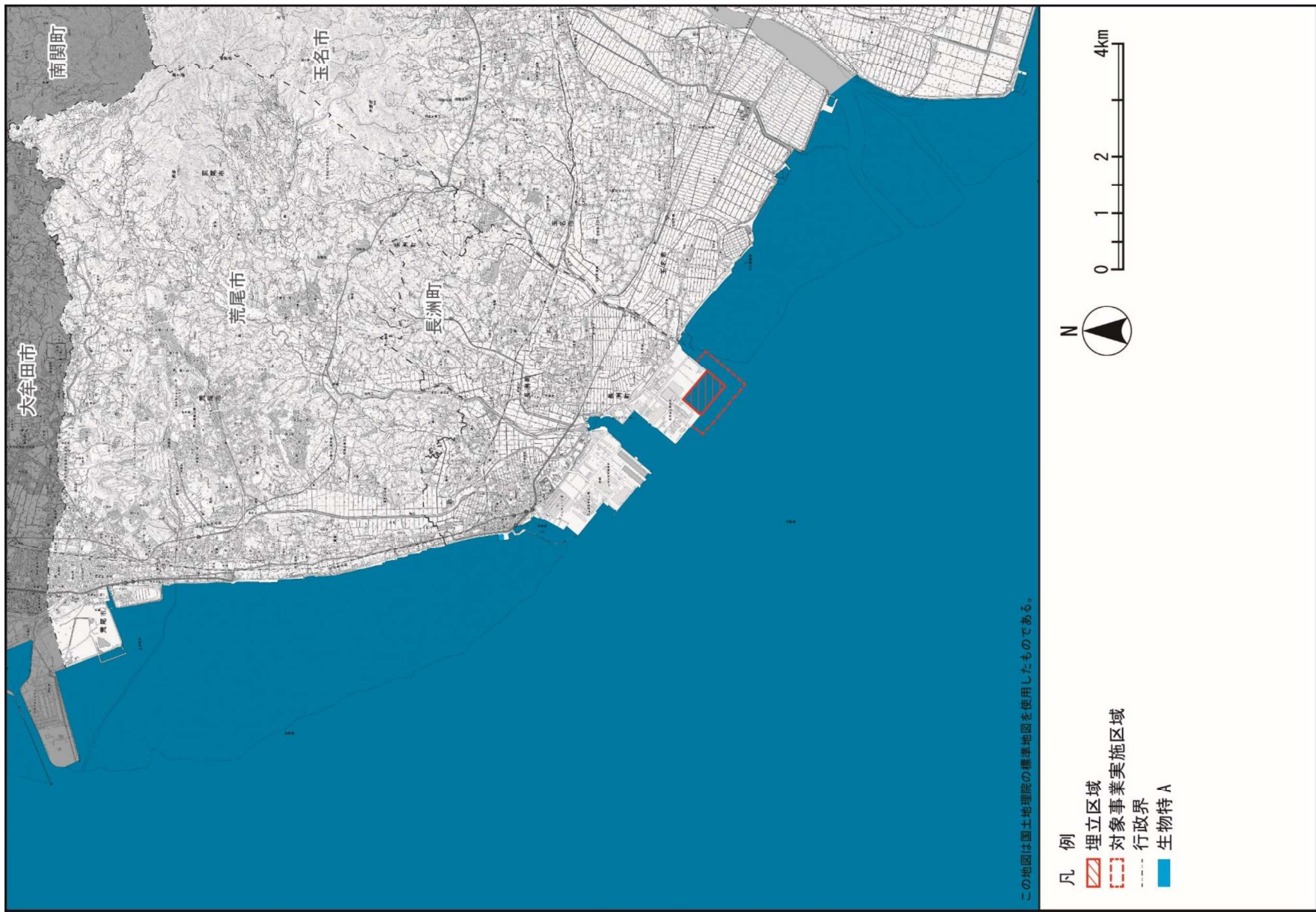


図 3-68 対象事業実施区域及びその周囲における水質に係る環境基準の類型指定状況図

(海域：水生生物保全に係る項目)

出典：「令和 5 年度（2023 年度）水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」

（令和 7 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は、表3-90に示すとおりである。

表 3-90 ダイオキシン類（水質）に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)

(b) 規制基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)に基づき政令で定める汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）について、健康項目及び生活環境項目に対する全国一律の排水基準が定められている。

また、熊本県では、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」(昭和47年12月27日条例第63号)及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」(昭和44年4月1日条例第23号)に基づき環境基準の達成が不十分とされる水域においては、上乘せ排水基準を設定し、排水規制の強化を図っている。

さらに、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」(昭和44年4月1日条例第23号)や「熊本県地下水保全条例」(平成2年10月2日条例第52号)で対象施設を追加し、排水規制を行っている。

(c) 水産用水基準

水生生物保護のための指標である水産用水基準は、表3-91に示すとおりである。

表 3-91 水産用水基準（海域）

項 目		基 準 値
化学的酸素要求量 (COD _{OH})		(1) 一般海域：1mg/L 以下 (2) ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域：2mg/L 以下
全窒素		(1) 環境基準が定める 水産 1 種：0.3mg/L 以下 水産 2 種：0.6mg/L 以下、0.3mg/L を越える 水産 3 種：1.0mg/L 以下、0.6mg/L を越える (2) ノリ・ワカメ養殖に最低必要な栄養塩濃度 ノリ養殖：無機態窒素 0.07～0.1mg/L（約 5～7 μ mol/L） ワカメ養殖：無機態窒素 0.028mg/L（約 2 μ mol/L）
全リン		(1) 環境基準が定める 水産 1 種：0.03mg/L 以下 水産 2 種：0.05mg/L 以下、0.03mg/L を越える 水産 3 種：0.09mg/L 以下、0.05mg/L を越える (2) ノリ養殖に最低必要な栄養塩濃度 ノリ養殖：無機態リン 0.007～0.014mg/L（0.23～0.45 μ mol/L）
溶存酸素(DO)		(1) 6mg/L 以上 (2) 内湾魚場の夏季低層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素は 4.3mg/L（3mL/L）であること。
水素イオン濃度(pH)		(1) 7.8～8.4 (2) 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。
懸濁物質(SS)		(1) 人為的に加えられる懸濁物質は 2mg/L 以下であること。 (2) 海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と生長に影響を及ぼさないこと。
着 色		(1) 光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 (2) 忌避行動の原因とならないこと。
水 温		水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。
大腸菌群		(1) 1,000MPN/100mL 以下 (2) 生食用かきを飼育するためには 70MPN/100mL 以下であること。
油 分		(1) 水中には油分が検出されないこと。 (2) 水面に油膜が認められないこと。
有害物質		次表に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
底 質	COD _{OH}	20mg/g 乾泥以下
	硫化物	0.2mg/g 乾泥以下
	ノルマルヘキサン抽出物質	0.1%以下
	その他	(1) 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 (2) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただしカドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の定量限界を下回ること。 (3) ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。

出典：「水産用水基準 第 8 版（2018 年版）」

（平成 30 年 8 月 令和 2 年 7 月：53）アンモニア態窒素修正版、公益社団法人日本水産資源保護協会）

6) 水底の底質

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に基づく公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染物質の水底土砂に関する基準は、表3-92に示すとおりである。

また、「底質の暫定除去基準」（昭和50年10月28日環水管第119号）は表3-93に、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）に基づく水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準は表3-94に示すとおりである。

表 3-92 水底土砂に係る判定基準

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1L につき 0.005 mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につき 0.03 mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき 0.1 mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき 1 mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき 0.2 mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1L につき 0.1 mg 以下
シアン化合物	検液 1L につき 1 mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき 0.003 mg 以下
銅又はその化合物	検液 1L につき 3 mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1L につき 2 mg 以下
ふっ化物	検液 1L につき 15 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき 2.5 mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1L につき 2 mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1L につき 1.2 mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1L につき 1.5 mg 以下
有機塩素化合物	試料 1kg につき 40 mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.2 mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.02 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.04 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1 mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.4 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 3 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.06 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.02 mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.06 mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.03 mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.2 mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.1 mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につき 0.1 mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.5 mg 以下
ダイオキシン類	検液 1L につき 10pg-TEQ 以下

注 1) 「検出されないこと。」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）

表 3-93 底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）
水銀	(1)河川及び湖沼：25ppm 以上 (2)海域：次式により算出した値（C）以上 $C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$ $\Delta H = \text{平均潮差 (m)} \quad J = \text{溶出率} \quad S = \text{安全率}$
PCB	10ppm 以上

出典：「底質の暫定除去基準」（昭和 50 年 10 月 28 日環水管第 119 号）

表 3-94 ダイオキシン類（水底の底質）に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

注 1) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

7) 地下水の水質

(a) 環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-95 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく地下水に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3-96 に示すとおりである。

表 3-95 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 15.3、15.6、15.8 又は 15.7 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 14 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

表 3-96 ダイオキシン類（地下水）に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

8) 土壌汚染

(a) 環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく土壌汚染に係る環境基準は表3-97に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)に基づく土壌に係るダイオキシン類の環境基準は表3-98に示すとおりである。

表 3-97 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注3) 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

表 3-98 ダイオキシン類(土壌)に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

(2) 自然環境法令等に基づく地域地区の指定状況

1) 自然環境保全法に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号)等により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域はない(出典:「自然環境保全地域」(環境省ホームページ))。

2) 自然公園法に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号)により指定された国立公園及び国定公園はない(出典:「生物多様性くまもと戦略2030」(令和5年3月、熊本県環境生活部自然保護課))が、「熊本県立自然公園条例」(昭和33年10月21日熊本県条例第45号)により指定された小岱山県立自然公園があり、その一部が特別地域に指定されている。対象事業実施区域及びその周囲における自然公園の位置は、図3-69に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域には自然公園はない。

3) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における生息地等保護地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)により指定された生息地等保護区はない(出典:「生息地等保護区一覧」(環境省ホームページ))。

4) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく世界自然遺産登録地の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号)の世界遺産一覧表に記載された自然遺産はない(出典:「我が国の世界遺産一覧表記載物件」(外務省ホームページ))。

5) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地の状況

対象事業実施区域及びその周囲には、ラムサール条約登録湿地として荒尾干潟がある。対象事業実施区域及びその周囲におけるラムサール条約登録湿地の概要は表3-99に、位置は図3-70に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域にラムサール条約登録湿地はない。

表 3-99 ラムサール条約登録湿地の概要

名称	所在地	登録年月	面積	保護の形態
荒尾干潟	荒尾市	平成 24 年 7 月	1,656ha	国指定荒尾干潟鳥獣保護区 国指定荒尾干潟特別保護地区
	有明海中央部東側の荒尾市沖に広がる干潟で、単一の干潟としては国内最大級の広さ。鳥の餌となる生物が豊かな干潟には、秋から春にかけて、シギ、チドリ類など多くの渡り鳥が飛来する。その中には世界的に生息数が少なくなっているクロツラヘラサギやズグロカモメなども含まれる。また、干潟を利用したノリ養殖やアサリ漁などが営まれているほか、「荒尾マジャク釣り大会」やバードウォッチング、潮干狩りなどレクリエーションの場としても利用されている。			

出典:「生物多様性くまもと戦略 2030」(令和 5 年 3 月、熊本県環境生活部自然保護課)

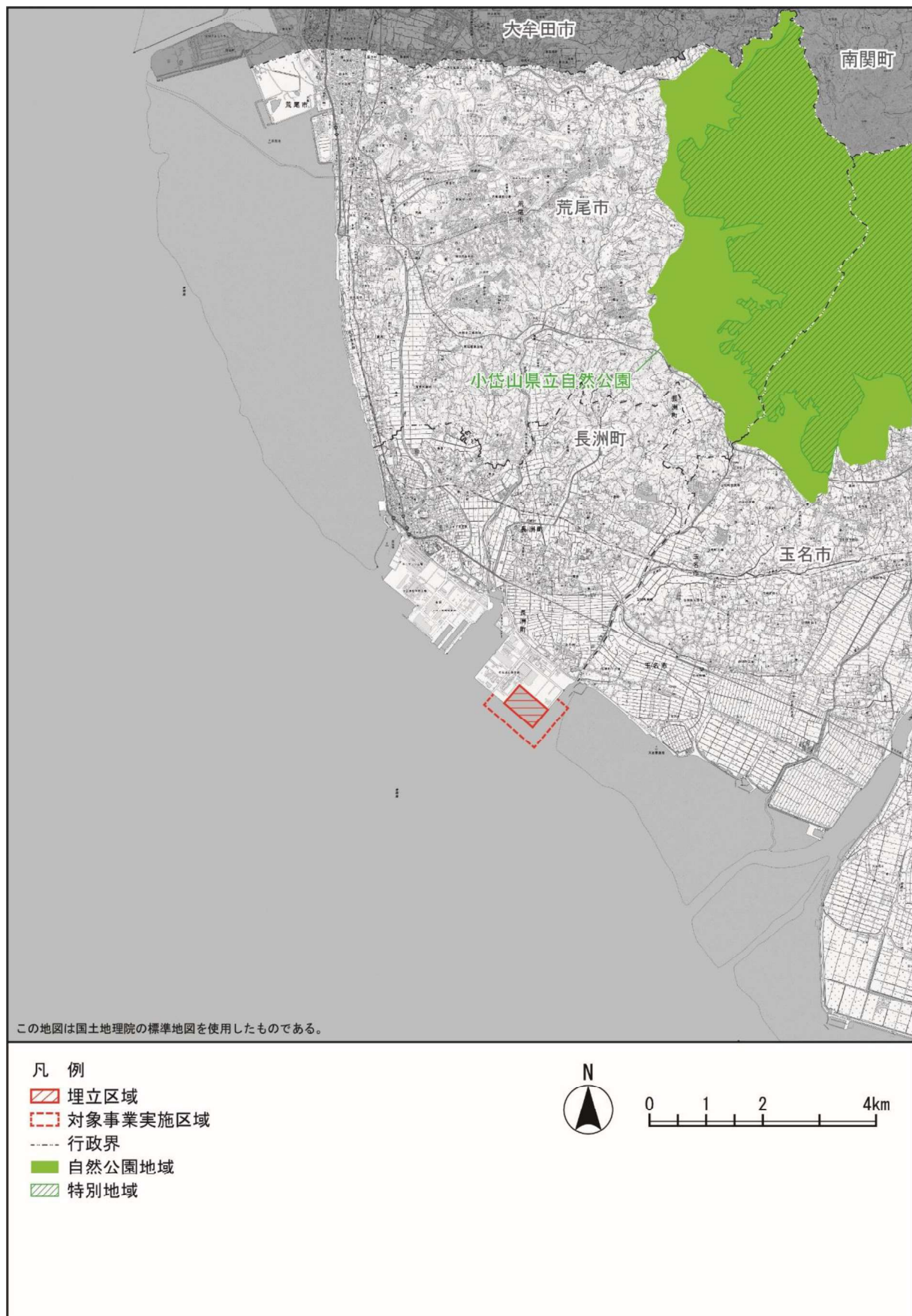


図 3-69 対象事業実施区域及びその周囲における自然公園の指定状況図

出典：「国土数値情報 自然公園地域データ」（国土交通省ホームページ）

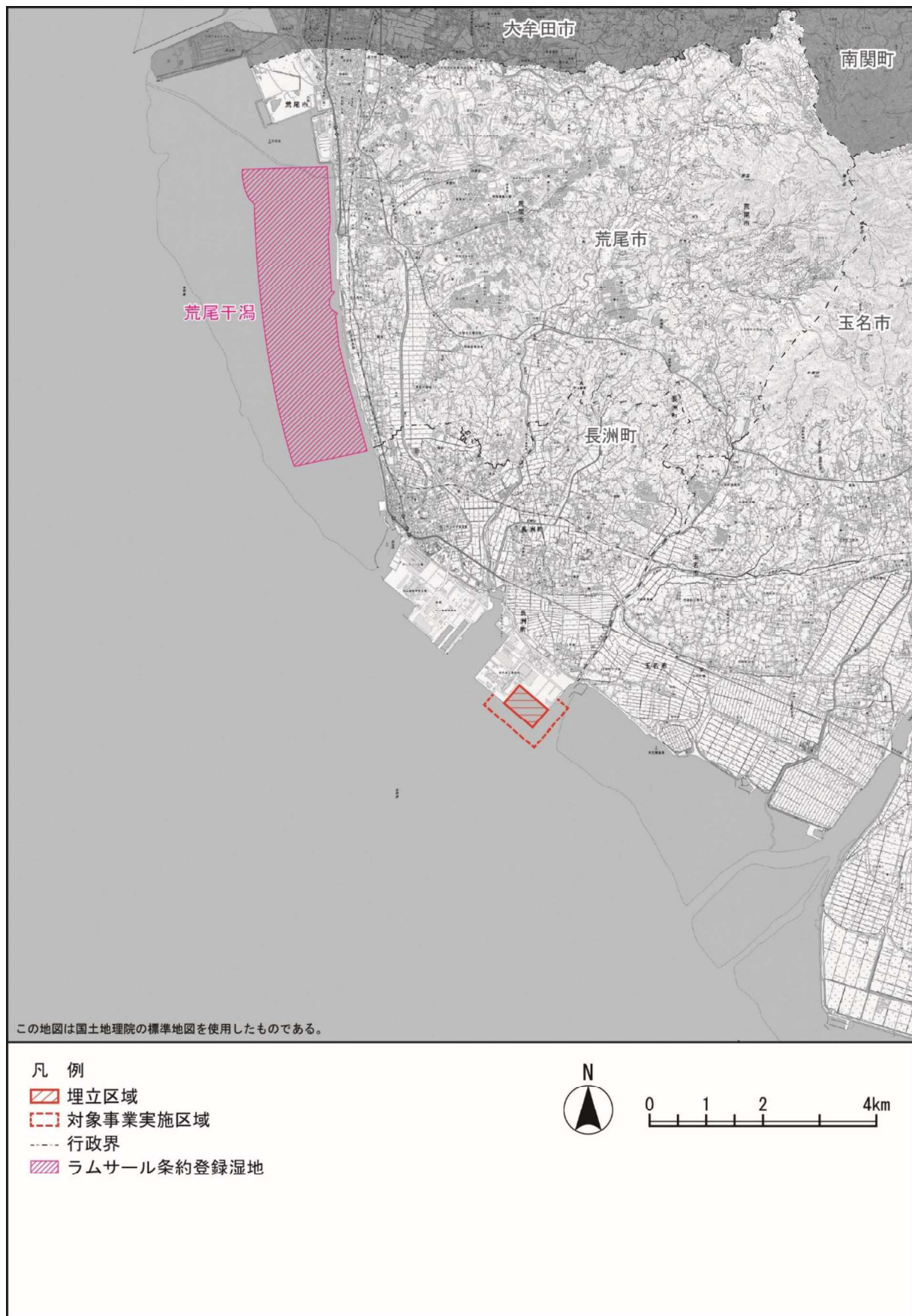


図 3-70 対象事業実施区域及びその周囲におけるラムサール条約登録湿地の位置図
 出典：「ラムサール条約湿地区域図 荒尾干潟」（荒尾市ホームページ）

6) 都市緑地保全法に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地保全法」（昭和48年9月1日法律第72号）により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない（出典：「都市緑化データベース」（都市局ホームページ））。

7) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）により指定された風致地区はない（出典：「都市緑化データベース」（都市局ホームページ））。

8) 森林法に基づく自然環境保全上重要と考えられる保安林の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）により指定された保安林がある。対象事業実施区域及びその周囲の保安林の指定状況は、図3-71に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域には保安林はない。

9) 首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年6月30日法律第101号）及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和42年7月31日法律第103号）により指定された近郊緑地保全区域はない（出典：「都市緑化データベース」（都市局ホームページ））。

10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号）により指定された鳥獣保護区等の区域がある。対象事業実施区域及びその周囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表3-100及び図3-72に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は県指定の有明鳥獣保護区に含まれている。

表 3-100 鳥獣保護区の指定状況

区分	番号	指定	区域名	所在地	面積（ha）	存続期間
1	特別保護区	国指定	荒尾干潟特別保護区	荒尾市	754	H24.6.1～R14.10.31
2		国指定	荒尾干潟鳥獣保護区	荒尾市	1,823	H24.6.1～R14.10.31
3	鳥獣保護区	県指定	有明鳥獣保護区	長洲町、玉名市	4,694	H30.11.1～R9.10.31
4		県指定	小岱山鳥獣保護区	荒尾市、玉名市	480	R3.11.1～R13.10.31

注 1) 表中の番号は図 3-72 と対応している。
出典：「令和 6 年度（2024 年度）熊本県鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）」（令和 6 年 11 月、熊本県環境生活部自然保護課）

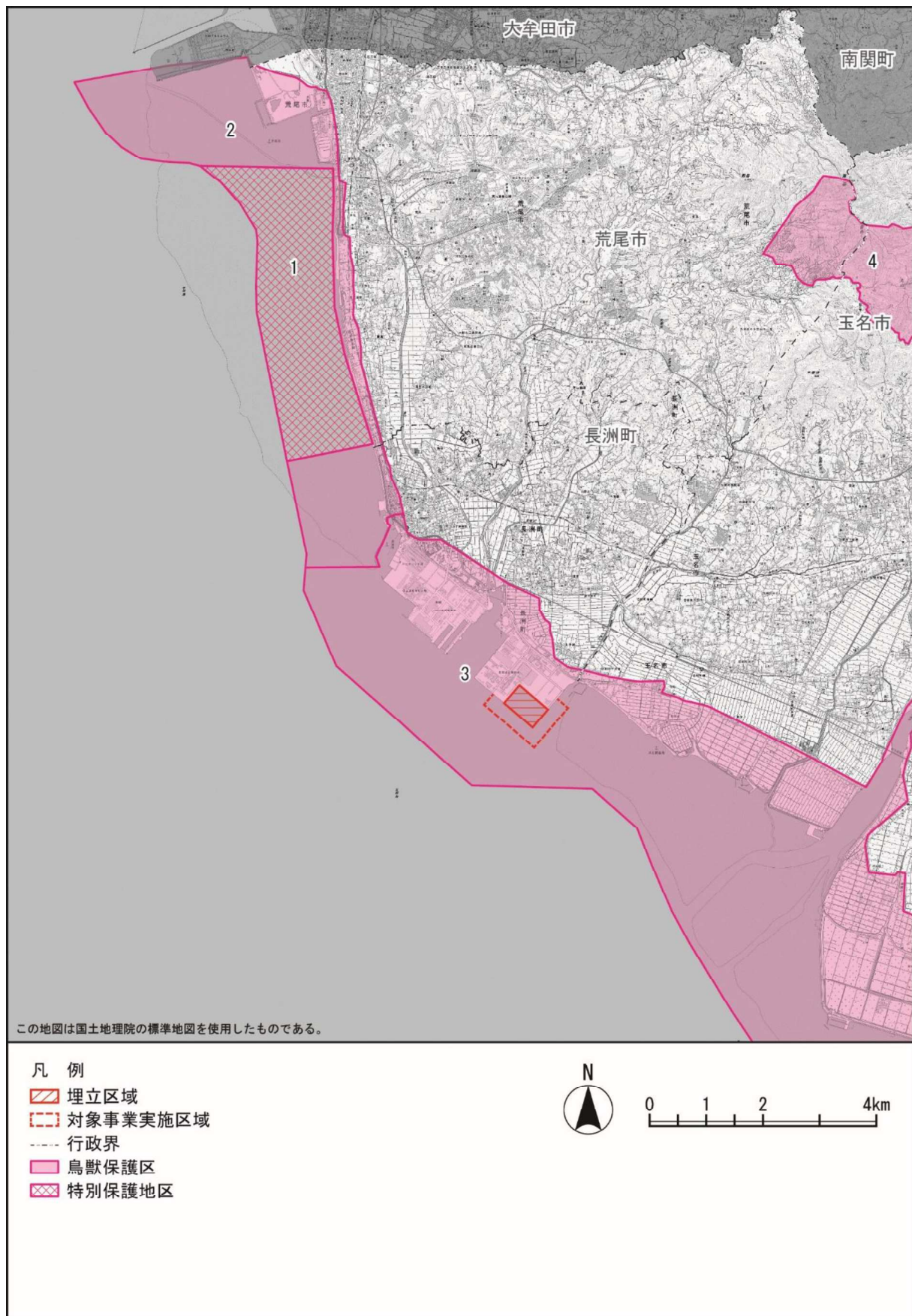


図 3-72 対象事業実施区域及びその周囲における鳥獣保護区等の指定状況図

注 1) 図中の番号は表 3-100 と対応している。

出典：「令和 6 年度（2024 年度）熊本県鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）」（令和 6 年 11 月、熊本県環境生活部自然保護課）

11) その他の状況

(a) 砂防法に基づく砂防指定地の状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号)に基づく砂防指定地がある。対象事業実施区域及びその周囲における砂防指定地の指定状況は、図3-73に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域には砂防指定地はない。

(b) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」(昭和33年5月7日法律第30号)に基づく地すべり防止区域はない(出典:「土砂災害情報マップ」(熊本県ホームページ))。

(c) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号)に基づく急傾斜崩壊危険区域がある。対象事業実施区域及びその周囲における急傾斜崩壊危険区域の指定状況は、図3-73に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域には急傾斜地崩壊危険区域はない。

(d) 海岸法に基づく海岸保全区域の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「海岸法」(昭和31年5月12日法律第101号)に基づく海岸保全区域がある。対象事業実施区域及びその周囲における海岸保全区域の指定状況は、図3-74に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は海岸保全区域に含まれている。

(e) 水産資源保護法に基づく保護水面の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「水産資源保護法」(昭和26年12月17日法律第313号)に基づく水産動植物の産卵、育成に適し、保護培養の措置を講ずべき保護水面がある。対象事業実施区域及びその周囲における保護水面の指定状況は、表3-101及び図3-74に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域には保護水面はない。

表 3-101 保護水面の指定状況

名称	採捕を禁止する水産動植物の種類、 増殖対象水産動植物の種類	採捕禁止 期間	放流水産物 の種類	対象水産動植物の増殖方法
高道保護水面	アサリ	周年	アサリ	(1) 禁漁による貝類の繁殖保護 (2) 稚貝の放流による増殖

出典:「熊本県の水産(令和7年(2025年)発行版)」(令和7年6月、熊本県農林水産部農林水産政策課)

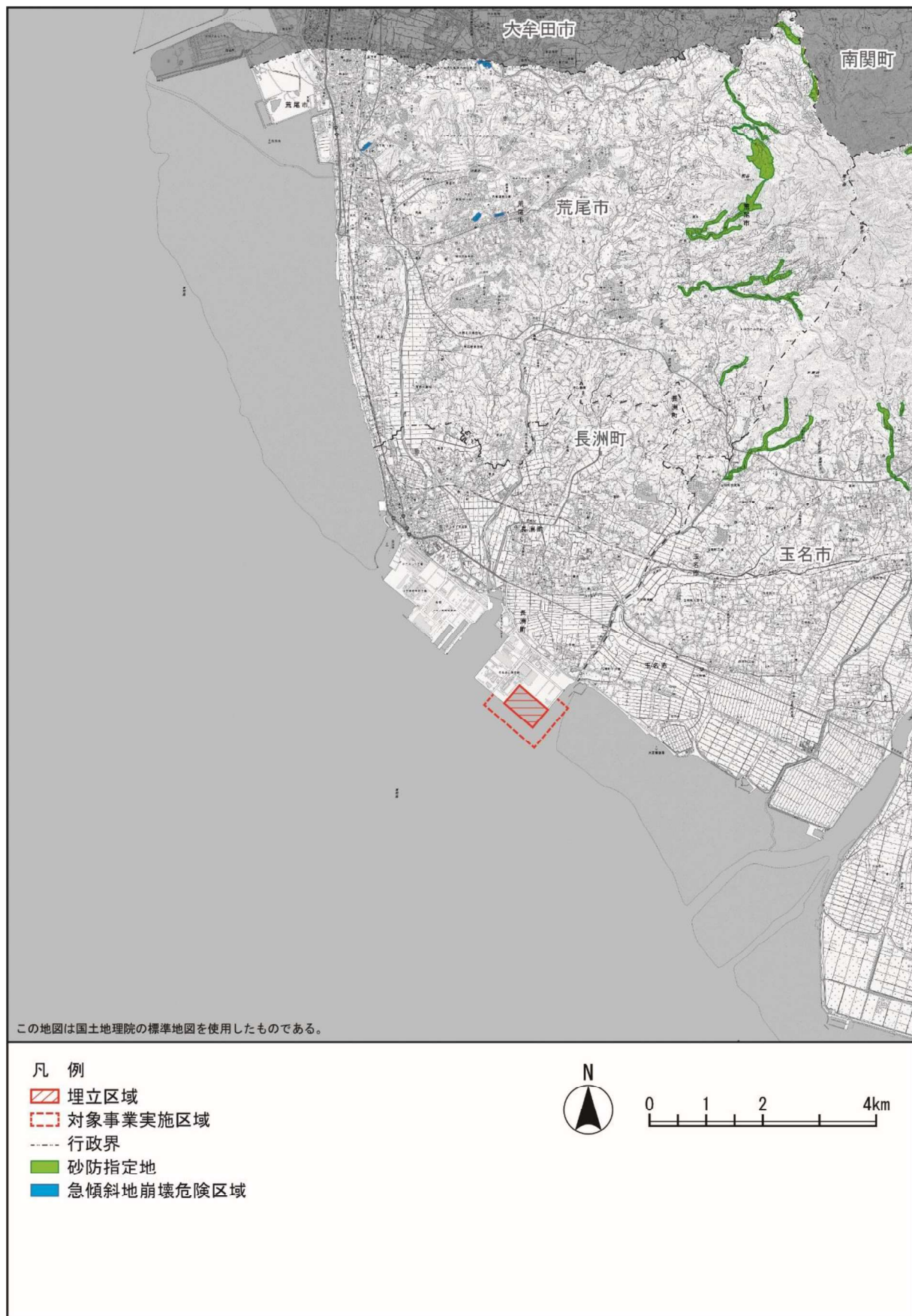


図 3-73 対象事業実施区域及びその周囲における砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の指定状況図

出典：「土砂災害情報マップ」（熊本県ホームページ）



図 3-74 対象事業実施区域及びその周囲における海岸保全区域及び保護水面の指定状況図
 出典：「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁ホームページ）
 玉名市提供資料

3.2.10 その他の事項

(1) 国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容

1) 環境基本計画等

熊本県では、平成2年に全国に先駆けて「熊本県環境基本条例」(平成2年10月2日条例第49号)(以下、「熊本県条例」という。)が施行され、環境政策の基本理念や県、事業者及び県民の責務、県の施策の基本的事項が規定された。また、熊本県条例に基づき令和3年7月に「第四次熊本県環境基本指針(令和3～12年度)」(令和3年7月、熊本県)及び「第六次熊本県環境基本計画(令和3～7年度)」(令和3年7月、熊本県環境立県推進課)が策定され、理念や目標、取り組みの方向など、環境の保全、創造に向けた基本的事項が明示された。

荒尾市では、地球温暖化問題をはじめ、市の豊かな自然環境、特に、世界文化遺産に登録された万田坑と専用鉄道敷跡及びラムサール条約登録湿地である荒尾干潟の保全、生活環境などの幅広い環境を保全するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「荒尾市環境基本条例」(平成18年3月22日条例第1号)に基づき平成28年3月に「第2次荒尾市環境基本計画」(平成28年3月、荒尾市)が策定された。

玉名市では、平成26年に「玉名市環境基本条例」(平成26年3月28日条例第3号)(以下、「玉名市条例」という。)が施行された。また、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、玉名市条例の規定に基づいて平成31年3月に「第2次玉名市環境基本計画(平成31年～令和11年)」(平成31年3月、玉名市)が策定された。

2) 景観計画

熊本県では、「景観法」(平成16年6月18日法律第110号)の施行を受けて、市町村主体の景観行政の移行や、地域特性を生かした景観の保全と創造の取り組みの強化を図るため、本法に基づき「熊本県景観計画」(令和6年3月変更、熊本県)が策定されるとともに、それまで自主条例として適用していた「熊本県景観条例」(昭和62年3月16日条例第7号)が一部改正された。

荒尾市では、ラムサール条約登録湿地である荒尾干潟が存在することや、平成24年に市制施行70周年を記念して市内の優れた景観を「荒尾八景」として定めたこと、市の歴史・文化景観や自然景観に対する関心が高まりつつあることから、市の特性を活かした良好な景観形成を総合的に推進するため、「荒尾市景観条例」(平成25年8月1日条例第28号)が施行され、その後「荒尾市景観計画」(平成25年10月)が策定された。

また、玉名市では、市に暮らす人々の営みに裏付けられた特徴的な「玉名らしい」景観を守り、受け継いでいく「景観まちづくり」を進めていくため、「玉名市景観条例」(平成28年3月31日条例第4号)が施行され、「玉名市景観計画」(平成28年9月、玉名市)が策定された。さらに策定から一定期間経過したことや社会情勢の変化に伴い、玉名市景観条例が一部改正(令和5年4月)され、令和5年3月に玉名市景観計画が改定された。

3) 有明海及び八代海の再生に関する取り組み

有明海及び八代海等は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であるが、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。特に、熊本県においては、近年、両海域における大規模な赤潮の頻発により大きな漁業被害が生じている。これらの状況に鑑み、熊本県では、平成13年12月に「熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画」（以下、「総合計画」という。）（平成13年12月、熊本県）が策定され、両海域の再生に取り組んできた。

その後、熊本県では、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（平成14年11月29日法律第120号）が施行されたことを受け、総合計画を見直し、平成15年3月に「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」（平成15年3月（令和6年6月一部変更）、熊本県）が策定された。

(2) 公害苦情の状況

熊本県及び関係市町における公害苦情件数は、表3-102に示すとおりである。
公害苦情件数は玉名郡で1件、荒尾市で36件、玉名市で26件となっている。

表 3-102 熊本県及び関係市町における公害苦情件数（令和 5 年度）

単位：件

自治体名		合計	典型 7 公害								典型 7 公害 以外
			計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
熊本県		719	516	143	93	0	150	15	0	115	203
関係市町等	玉名郡	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	荒尾市	36	20	0	5	0	8	0	0	7	16
	玉名市	26	16	0	4	0	6	0	0	16	0

注 1) 玉名郡は長洲町、玉東町、和水町、南関町を含む。
出典：「令和 6 年（2024 年）統計年鑑」（令和 7 年 11 月、熊本県企画振興部統計調査課）